

有価証券報告書

(第 95 期) 自 平成29年4月1日
 至 平成30年3月31日

株式会社ダイドーリミテッド

E00550

第95期（自平成29年4月1日 至平成30年3月31日）

有価証券報告書

- 1 本書は金融商品取引法第24条第1項に基づく有価証券報告書を、同法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものです。
- 2 本書には、上記の方法により提出した有価証券報告書に添付された監査報告書及び上記の有価証券報告書と併せて提出した内部統制報告書・確認書を末尾に綴じ込んでおります。

株式会社ダイドーリミテッド

目 次

頁

第95期 有価証券報告書

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【沿革】	4
3 【事業の内容】	6
4 【関係会社の状況】	8
5 【従業員の状況】	9
第2 【事業の状況】	10
1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】	10
2 【事業等のリスク】	12
3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	13
4 【経営上の重要な契約等】	17
5 【研究開発活動】	17
第3 【設備の状況】	18
1 【設備投資等の概要】	18
2 【主要な設備の状況】	18
3 【設備の新設、除却等の計画】	19
第4 【提出会社の状況】	20
1 【株式等の状況】	20
2 【自己株式の取得等の状況】	51
3 【配当政策】	52
4 【株価の推移】	52
5 【役員の状況】	53
6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】	56
第5 【経理の状況】	66
1 【連結財務諸表等】	67
2 【財務諸表等】	121
第6 【提出会社の株式事務の概要】	132
第7 【提出会社の参考情報】	133
1 【提出会社の親会社等の情報】	133
2 【その他の参考情報】	134
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	135

監査報告書

内部統制報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年6月29日

【事業年度】 第95期(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

【会社名】 株式会社ダイドーリミテッド

【英訳名】 DAIDOH LIMITED

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 大川伸

【本店の所在の場所】 東京都千代田区外神田三丁目1番16号

【電話番号】 03(3257)5022

【事務連絡者氏名】 取締役上席執行役員管理部門担当 福羅喜代志

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区外神田三丁目1番16号

【電話番号】 03(3257)5022

【事務連絡者氏名】 取締役上席執行役員管理部門担当 福羅喜代志

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第91期	第92期	第93期	第94期	第95期
決算年月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月	平成30年3月
売上高	(百万円)	26,024	24,494	23,813	21,408
経常利益又は経常損失(△)	(百万円)	△48	136	△549	△1,448
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)	(百万円)	△1,817	88	91	△1,521
包括利益	(百万円)	△1,341	1,598	△1,552	△2,455
純資産額	(百万円)	22,807	23,771	21,715	19,693
総資産額	(百万円)	45,564	46,383	42,360	45,885
1株当たり純資産額	(円)	669.06	702.36	640.18	556.69
1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額(△)	(円)	△53.55	2.62	2.72	△45.20
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	(円)	—	2.59	2.69	—
自己資本比率	(%)	49.7	50.9	50.8	40.9
自己資本利益率	(%)	△7.6	0.4	0.4	△7.6
株価収益率	(倍)	—	196.34	176.65	—
営業活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	1,222	1,274	16	△770
投資活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	△1,710	1,506	403	△1,482
財務活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	△342	△1,862	△584	2,571
現金及び現金同等物の期末残高	(百万円)	3,398	4,525	4,382	4,502
従業員数	(名)	1,598	1,254	1,187	924
〔外、平均臨時雇用者数〕		[777]	[769]	[743]	[721]
					[677]

- (注) 1. 売上高には消費税等(消費税及び地方消費税をいう。以下同じ。)を含んでおりません。
 2. 従業員数は就業人員数を表示しております。
 3. 第91期及び第94期における潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
 4. 第91期及び第94期における株価収益率については、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
 5. 第95期において、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行っており、第94期の関連する主要な経営指標等について、暫定的な会計処理の確定の内容を反映させております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次		第91期	第92期	第93期	第94期	第95期
決算年月		平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月	平成30年3月
売上高	(百万円)	2,858	2,076	1,348	1,045	3,010
経常利益又は経常損失(△)	(百万円)	1,331	1,007	△83	△563	2,725
当期純利益又は当期純損失(△)	(百万円)	△2,409	1,732	613	△3,452	2,337
資本金	(百万円)	6,891	6,891	6,891	6,891	6,891
発行済株式総数	(千株)	37,696	37,696	37,696	37,696	37,696
純資産額	(百万円)	18,276	20,343	19,095	14,699	16,357
総資産額	(百万円)	30,497	31,846	30,039	29,094	29,859
1株当たり純資産額	(円)	537.33	602.11	563.89	432.24	477.68
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	(円)	20.00 (10.00)	15.00 (5.00)	15.00 (5.00)	10.00 (-)	10.00 (-)
1株当たり当期純利益金額 又は当期純損失金額(△)	(円)	△70.99	51.30	18.23	△102.59	69.22
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	(円)	—	50.78	18.03	—	68.26
自己資本比率	(%)	59.6	63.5	63.1	50.1	54.2
自己資本利益率	(%)	△11.8	9.0	3.1	△20.6	15.2
株価収益率	(倍)	—	10.02	26.33	—	6.43
配当性向	(%)	—	29.2	82.3	—	14.4
従業員数 〔外、平均臨時雇用者数〕	(名)	73 [31]	62 [25]	62 [26]	65 [27]	39 [15]

- (注) 1. 売上高には消費税等は含まれておりません。
 2. 従業員数は就業人員数を表示しております。
 3. 第91期及び第94期における潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
 4. 第91期及び第94期における株価収益率及び配当性向については、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

2 【沿革】

年月	概要
明治12年	創業 栗原イネ 製織事業を起業
大正7年4月	栗原紡織合名会社設立
昭和11年3月	栗原毛織株式会社設立 稲沢工場(紡績・機織)を建設
昭和16年3月	栗原毛織株式会社は株式会社関西製絨所を合併し、(旧)大同毛織株式会社を設立、紡織から織物整理までの一貫生産体制を整えた
昭和24年10月	企業再建整備法により大同毛織株式会社に改組、新発足
昭和25年4月	高級紳士服地「ミリオンテックス」発売
昭和25年5月	株式を東京証券取引所に上場
昭和25年6月	株式を名古屋証券取引所に上場
昭和28年11月	小田原工場(紡績)を建設
昭和39年1月	既製服の製造販売会社として、株式会社ニューヨーカーを設立
昭和39年11月	織物の整理を担当する守山工場を分離し、関絨株式会社を設立
昭和40年6月	織物の販売会社として、ミリオンテックス株式会社を設立
昭和55年5月	株式会社ニューヨーカー(既製服製造・販売)を吸収合併し、衣料分野に進出
平成元年8月	商号を「大同毛織株式会社」から「株式会社ダイドーリミテッド」に変更
平成5年12月	毛織物・既製服の製造会社として、日中合弁による上海同豊毛紡織時装有限公司(現大同利美特(上海)有限公司・現連結子会社)を設立
平成8年7月	小田原工場閉鎖
平成11年10月	株式会社ハンプトン(織物製造・販売)、株式会社ユニベール(織物製造・販売)を吸収合併
平成13年6月	既製服の製造会社として、大同利美特時装(上海)有限公司(現連結子会社)を設立
平成13年7月	既製服の製造会社として、大同清野時装(馬鞍山)有限公司(現大同佳楽登(馬鞍山)有限公司・現連結子会社)を設立
平成14年3月	稲沢工場閉鎖
平成14年10月	会社分割により株式会社メンズニューヨーカー及び株式会社レディースニューヨーカーを設立、織物事業部をミリオンテックス株式会社に併合
平成14年12月	ジャルダン株式会社の全株式を取得
平成15年4月	既製服の物流会社として、株式会社ダイドートレーディングを設立
平成15年9月	既製服の中国における販売会社として、上海紐約克服装販売有限公司(現連結子会社)を設立
平成16年3月	株式会社ドーホーインターナショナル及びニューヨーカー工業株式会社を清算
平成16年10月	注文服及び既製服の販売会社として、株式会社ギーブスアンドホークスジャパンを設立
平成16年11月	中国における統轄管理会社として、大同利美特(上海)管理有限公司を設立
平成16年12月	手編糸の中国における販売会社として、芭貝(上海)毛線編結有限公司(現大同利美特商貿(上海)有限公司・現連結子会社)を設立
平成17年4月	株式会社ウールロードクラブ(非連結)から株式会社N.Y.クロージングに社名変更 既製服の販売代行として、株式会社ジェ・ディ・ビジネスクリエイションを設立
平成17年5月	既製服の中国における販売会社として、北京紐約克服装販売有限公司を設立

年月	概要
平成17年10月	当社グループにおける管理業務代行会社として、株式会社ダイドーシェアードサービスを設立
平成18年8月	株式会社ニューヨーカーを設立
平成18年9月	株式会社ジェイ・ディ・ビジネスクリエイションを解散
平成18年10月	衣料製品事業である株式会社ニューヨーカー、株式会社メンズニューヨーカー、株式会社レディースニューヨーカー、株式会社N. Y. クロージング、株式会社マイスツーツクラブ、株式会社バークレイは、株式会社ニューヨーカーを存続会社として吸収合併
平成18年10月	衣料製品事業のジャルダン株式会社と衣料原料事業の株式会社パピー（子会社の株式会社パップスを含む）を合併し、社名を株式会社パピージャルダンに変更
平成19年8月	株式会社ダイドーインターナショナルを設立
平成19年10月	ミリオンテックス株式会社は、株式会社ダイドーインターナショナルに吸収合併
平成19年10月	株式会社ダイドートレーディングは、株式会社ダイドーインターナショナルに営業権譲渡し解散
平成19年10月	株式会社ギーブスアンドホークスジャパンを解散
平成19年12月	持分法適用関連会社である株式会社リバティジャパンにおけるLiberty Retail PLC.との合弁契約を終了
平成20年2月	株式会社ユースーツを解散
平成20年3月	株式会社ダイドーアドバンスの全株式を譲渡
平成20年11月	株式会社パピージャルダンは、株式会社ダイドーインターナショナルに吸収合併
平成21年4月	北京紐約克服装販売有限公司は、愛雅仕商貿（北京）有限公司に社名変更
平成22年4月	株式会社ダイドーリミテッドは、不動産賃貸事業を会社分割して株式会社ダイドーインターナショナルに承継し、純粹持株会社に移行
平成22年4月	株式会社ダイドーインターナショナルは、株式会社ダイナシティを吸収合併して株式会社ダイナシティに社名変更
平成22年4月	株式会社ダイナシティより新設分割により株式会社ダイドーインターナショナルを設立
平成22年4月	株式会社ダイドーシェアードサービスを解散
平成22年7月	大都利美特（中国）投資有限公司（現連結子会社）を設立
平成23年6月	芭貝（上海）毛線編結有限公司は、大同利美特商貿（上海）有限公司（現連結子会社）に社名変更
平成24年12月	大同利美特（上海）管理有限公司は、大都利美特（中国）投資有限公司（現連結子会社）に吸収合併
平成25年12月	愛雅仕商貿（北京）有限公司を清算
平成27年2月	大同利美特貿易（上海）有限公司を清算
平成28年9月	大同利美特（上海）有限公司、松江工場の操業を停止
平成28年11月	Pontetorto S. p. A. 及びその子会社1社の株式を取得し、連結子会社化
平成30年1月	株式会社ダイナシティは、株式会社ニューヨーカー及び株式会社ダイドーインターナショナルを吸収合併して株式会社ダイドーフォワード（現連結子会社）に社名変更

3 【事業の内容】

当社グループが営む主な事業内容と、事業を構成している㈱ダイドーリミテッド（以下「当社」という。）及び関係会社の当該事業における位置付け及びセグメントとの関連は、次のとおりであります。なお、セグメントと同一の区分であります。

『衣料事業』

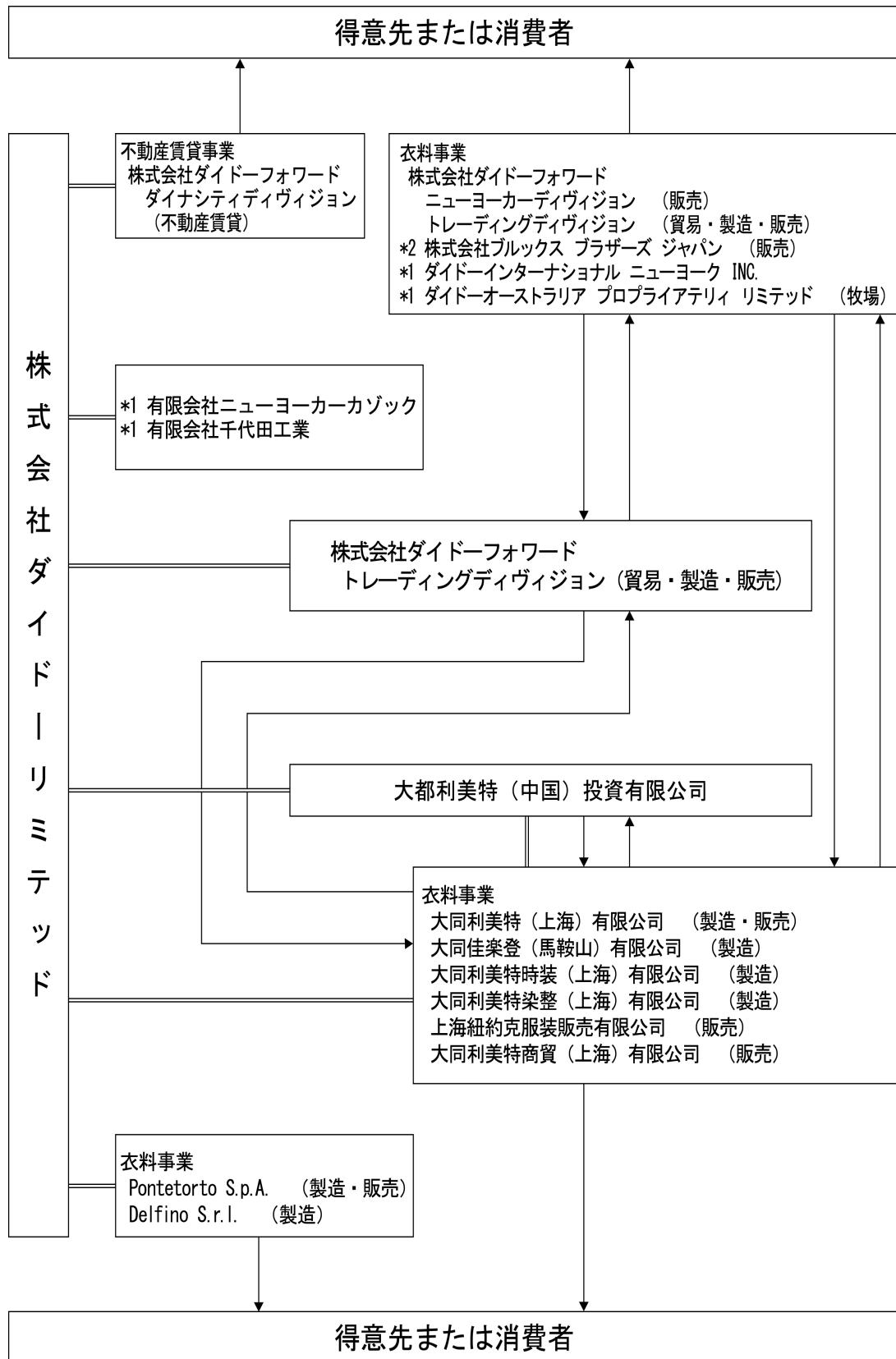
事業者向けの衣料用繊維素材及び消費者向けの紳士・婦人衣料製品等の製造販売を行っております。

『不動産賃貸事業』

ショッピングセンター店舗・事務所用ビル等の賃貸等を行っております。

なお、当社は特定上場会社等に該当し、インサイダー取引規制の重要事実の軽微基準のうち、上場会社の規模との対比で定められる数値基準については連結ベースの計数に基づいて判断することとなります。

当社グループの状況について事業系統図を示すと次のとおりであります。



(注) 無印 連結子会社

*1 非連結子会社

*2 持分法適用会社

出資状況 (間接出資を含む)

取引の流れ

4 【関係会社の状況】

会社の名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業 の内容 (注) 1	議決権所有 [被所有] の割合 (%)	関係内容
(連結子会社)					
大都利美特（中国）投資有限公司 (注) 2	中華人民共和国上海市	千米ドル 32,000	全社共通	100.0	当社グループの在中国子会社の経営管理を行っております。 役員の兼任あり。
大同利美特（上海）有限公司 (注) 2	中華人民共和国上海市	千米ドル 56,080	衣料事業	100.0 (40.3)	衣料用原料及び衣料製品の製造加工を行っております。
大同利美特時装（上海）有限公司	中華人民共和国上海市	千米ドル 3,350	衣料事業	100.0 (10.4)	衣料製品の製造加工を行っております。
大同佳樂登（馬鞍山）有限公司	中華人民共和国安徽省	千米ドル 7,610	衣料事業	100.0 (19.8)	衣料製品の製造加工を行っております。
大同利美特染整（上海）有限公司	中華人民共和国上海市	千米ドル 3,500	衣料事業	100.0 (2.2)	当社グループ製品の製造加工を行っております。役員の兼任あり。
上海紐約克服装販売有限公司 (注) 3	中華人民共和国上海市	千米ドル 4,690	衣料事業	95.7 (21.3)	当社グループの製品を販売しております。
大同利美特商貿（上海）有限公司	中華人民共和国上海市	千米ドル 670	衣料事業	100.0 (10.4)	当社グループの製品を販売しております。役員の兼任あり。
Pontetorto S.p.A. (注) 5	イタリアトスカーナ州	千ユーロ 1,549	衣料事業	80.0	衣料用原料の製造加工を行っております。役員の兼任あり。
㈱ダイドーフォワード (注) 5	東京都千代田区	100	衣料事業 不動産 賃貸事業	100.0	当社グループの製品の販売、製造加工、物流及び不動産事業の運営、管理を行っております。 役員の兼任あり。
その他 1 社	—	—	—	—	—
(持分法適用関連会社)					
㈱ブルックスザーブジャパン	東京都港区	125	衣料事業	40.0	当社グループの製品を販売しております。債務保証しております。 役員の兼任あり。
(その他の関係会社)					
㈱オンワードホールディングス (注) 4	東京都中央区	30,079	衣料事業	1.4 [21.5]	衣料製品を販売しております。

(注) 1. 主要な事業の内容欄には、セグメント情報に記載された名称を記載しております。

2. 特定子会社であります。
3. 議決権に対する所有割合の（内書）は間接所有であります。
4. 株式会社オンワードホールディングスは有価証券報告書の提出会社であります。
5. 株式会社ダイドーフォワード及びPontetorto S.p.A. については、売上高（連結会社相互間の内部売上を除く。）の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等

	株式会社 ダイドーフォワード	Pontetorto S.p.A.
(1) 売上高	8,403百万円	6,682百万円
(2) 経常利益	636百万円	107百万円
(3) 当期純利益	1,690百万円	73百万円
(4) 純資産額	5,657百万円	910百万円
(5) 総資産額	15,062百万円	3,726百万円

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成30年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
衣料事業	743 (662)
不動産賃貸事業	13 (0)
全社(共通)	52 (15)
合計	808 (677)

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2. 使用人数の前連結会計年度末比の減少は、国内の希望退職募集の実施および中国現地法人における事業再編による減少であります。

(2) 提出会社の状況

平成30年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(才)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
39 (15)	51.2	24.4	5,940

セグメントの名称	従業員数(名)
全社(共通)	39 (15)
合計	39 (15)

(注) 1. 平均年間給与は、諸手当及び賞与を含んでおります。

2. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

3. 使用人数の前事業年度末比の減少は、グループ会社への移籍および希望退職募集の実施によるものであります。

(3) 労働組合の状況

名称	ダイドーグループユニオン (上部団体………UAゼンセン 製造産業部門 繊維素材部会)
組合員数	78名(平成30年3月31日現在)
労使関係	正常かつ安定した労使関係を維持しております。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 会社の経営の基本方針

当社グループは、毛織物・手編毛糸・スポーツ向け素材・紳士衣料品・婦人衣料品及び不動産賃貸と取扱品目・顧客は各部門により異なっておりますが、「お客様第一」「品質本位」の基本理念を共有して事業運営に当たっております。

原料から製品まで高い品質を追求してものづくりを進めるとともに、販売環境の整備やサービス力の向上に注力してお客様の高い評価と信頼を得ることにより、企業価値を増大させることができが株主・顧客・取引先・社員等各ステークホルダー（関係各位）の利益につながるものと認識し経営の基本理念としております。

(2) 目標とする経営指標

主な経営指標として「株主資本利益率（R O E）」を活用しております。株主資本の投資効率の向上をめざし企業価値の増大をはかるため、10%の達成を目標にしております。

(3) 中長期的な会社の経営戦略

当社グループは、日本・中国そして欧米におけるグローバルなビジネス展開を戦略の基本と位置付け、挑戦を続けております。

当社グループは、部門間の連携を強め、より顧客目線を意識して、経営のさらなる効率化を進めてまいります。

また、グループ各社の役割と責任を明確にして、お客様にご満足いただける品質を提供し続け、環境の変化に対応できる持続可能な企業集団の形成に取り組み、企業価値の向上を目指してまいります。

(4) 会社の対処すべき課題

当社グループを取り巻く市場環境は依然として不透明な状況にありますが、この様な厳しい経営環境のなかで「お客様第一」「品質本位」の基本理念のもと、製造から販売まで品質を追求できる総合力を活かし将来に向けた事業の見直しと再構築をはかり、「領域」「信用」「効率」をキーワードに利益体質の構築を推進しております。

中長期の視点でさらなる利益を生み出せる企業グループに進化し、その利益が新しいビジネスを発展させ、魅力的な製品・サービスを生み出し、人材・ブランドを育成し、社会に貢献することを目指してまいります。

①中国製造工場

事業環境が変化するなか、将来を見据えて、より付加価値を生み出せる企業に転換するために経営体制の抜本的な改革を進めております。欧米の高級ブランドや高級百貨店向けのO E M（取引先ブランド製品卸）の製造・販売を拡大し、さらには日本・中国および欧米向けのスーツ等のパターンオーダーの需要に応えられるよう縫製工場の対応力を高め、市場が求める製品を提供し続けられる製造体制を構築し、品質競争力・コスト競争力を高めてまいります。

②イタリアPontetorto S. p. A.

イタリアのPontetorto S. p. A.は、ファッショニ性の高い婦人向け衣料用および高品質・高機能なスポーツ向け衣料用の素材等の多種多様な製品の製造販売を行っており、スポーツ部門では環境に配慮した新たな素材を開発し、今後の成長が見込まれます。当社グループの取扱い品目にこれらの素材を加えることで顧客の拡大をはかるとともに、既存ブランドでも同社の素材を取り入れた商品の開発を進め、同社の顧客資産・事業ノウハウとのシナジーをもとに積極的な展開により収益の拡大をはかってまいります。

③パターンオーダー事業

国内連結子会社の合併にともない、パターンオーダーの受注・販売は一般消費者向けの小売部門とOEM販売等の卸売部門に分け、それぞれの部門で経営資源を共有して運営してまいります。

小売部門は、オーダーブランドの「ミリオンクラブ」「アトラエル」を「ニューヨーカー」ブランドと一体運営することで効率化をはかるとともに、それぞれの特徴を活かした展開を行ない、卸売部門は、既製服のOEM販売とともにユニフォームの受注等で新規顧客の獲得を進め、引き続き着実な成長を目指してまいります。

④「ニューヨーカー」ブランド

当社の主力ブランドである「ニューヨーカー」は、銀座店を活用したイベント開催や販促活動によりブランド価値をさらに高め、確固たる地位の確立と顧客満足度の向上に注力してまいります。

日本においては、拡大するEコマース市場に対応するためにオンラインストアのさらなる拡充をはかり、メンズ・ウィメンズとも市場のニーズに対応し機能性を高めた商品の開発を進め、シーズンごとに改良を加えて店頭展開しております。メンズはビジネスアイテムを中心にプレミアム感の向上をはかり差別化を進め、ウィメンズはオフィス向け需要の高まりなどの多様化する顧客の志向に対応し既存顧客との関係強化とともに新たな顧客の獲得に努めてまいります。

中国を中心としたアジア市場においては、日本でのマーケティングと連動してブランドの認知度を高め、ブランド価値を確立するとともに、成長が期待されるEコマースにも注力し収益性向上を目指してまいります。

⑤不動産賃貸事業

小田原にあります商業施設「ダイナシティ」は、核テナントの一つであった百貨店の閉店にともない、WES T館のリニューアルを実施しております。

また、テナントスタッフの方々が安心して働ける環境の整備と地域の待機児童解消の一助となることを目指して平成29年4月に開園しました「ダイナシティ保育園」は、安定的にご利用いただいております。

引き続き地域密着・地域共生という原点を大切にしながら、地域を牽引するライフスタイル発信拠点を目指して施設全体の魅力を高めてまいります。

⑥国内連結子会社

国内の連結子会社3社は平成30年1月に合併し、新たに株式会社ダイドーフォワードとして事業展開を行っております。新たな経営体制の下で経営資源を共有し、商品企画力の向上、間接部門の経費削減、仕入・物流体制の合理化等をはかり、経営の効率化とともに企業価値を高めることを目指してまいります。

CSR（企業の社会的責任）とコンプライアンス（法令遵守）につきましては、法令の遵守に基づく企業倫理の重要性を認識するとともに、「お客様第一」「品質本位」の基本理念を通じて、企業価値の最大化を実現するため、的確かつ迅速に経営されるべきと考えております。その実現のために、株主の皆様やお客様をはじめ、お取引先・社員等の各ステークホルダー（関係各位）との良好な関係を築くとともに、株主総会・取締役会・監査役会・会計監査人など、法律上の機能制度の一層の強化・改善を行い、コーポレート・ガバナンス（企業統治）を充実させてまいります。

なお、当社ホームページ（<http://www.daidoh-limited.com/>）において株主及び投資家の皆様への迅速かつ正確な情報の開示につとめるとともに、企業情報の共有化を進め、経営の透明性を高めてまいります。

また、平成17年4月より施行されました個人情報保護法に関して、全役員及び全従業員に継続的な啓発を行い、必要な措置をとっております。

2 【事業等のリスク】

当社グループが事業を遂行するにあたり、様々なリスクが伴います。

当社グループにおいては、これらのリスクの発生を防止・回避・分散することによりリスクの軽減をはかっておりますが、事業その他に影響を及ぼすと考えられるリスクには以下のようなものがあります。

当社グループでは生産工場を中華人民共和国及びイタリアに保有しており、当該国において戦争・政変等により工場の生産活動が困難となった場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に重大な影響を及ぼす可能性があります。

不動産賃貸事業におきましては、主力施設が神奈川県小田原市に所在しており、東海地震等当該施設に損害がおよぶ自然災害の発生により商業施設としての機能が果たせない場合、当社グループの経営成績及び財政状態に重大な影響を及ぼす可能性があります。

その他経済動向の変化、大幅な為替の変動等予想を超える事態が生じた場合等には、当社グループの経営成績及び財政状態に重大な影響を及ぼす可能性があります。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループ（当社及び連結子会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

① 財政状態及び経営成績の状況

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業業績向上や雇用情勢の改善の動き等緩やかな回復が見られましたが、世界経済の下振れへの懸念や地政学的リスクへの警戒感の高まり等もあり、依然として先行き不透明な状況で推移いたしました。

衣料品業界につきましては、気候の影響等から季節商品の販売に回復が見られましたが、全体の消費マインドの改善は見られず、個人消費においては節約志向が強く慎重な購買行動が続いており、依然として厳しい状況下にあります。

このような経営環境が続くなか、当社グループは「お客様第一」「品質本位」の基本理念を基に経営の効率化に取り組み、国内においては連結子会社3社の合併を行い、各社の本社機能の一部を統合し経営体制の再編を進めてまいりました。

衣料事業につきましては、中国の製造部門の効率化を図り製造・販売体制の再構築を進めてまいりました。OEM販売等を行なう卸売部門におきましては、パターンオーダーの仕組みを活用した取引拡大とともに、イタリアの製造部門の製品を活用して相乗効果を生み出すための取り組みを進めてまいりました。小売部門におきましては、不採算店舗の撤退により効率化を進め、Eコマース等の販売経路拡充などをはかってまいりました。

不動産賃貸事業につきましては、資産の効率化と財務体質の強化の観点から、第1四半期連結会計期間において保有する賃貸用不動産の一部を売却いたしました。小田原の商業施設「ダイナシティ」は、核テナントの一つである百貨店が平成30年2月に閉店したことにもない、引き続き地域に密着したSCとして皆様にご利用いただけるよう、施設の一部のリニューアルを開始いたしました。

以上の結果、当連結会計年度の業績につきましては、売上高は27,272百万円（前期比27.4%増）、営業損失は318百万円（前期は営業損失1,337百万円）、経常損失は384百万円（前期は経常損失1,448百万円）、固定資産売却益等の特別利益1,204百万円及び特別退職金等の特別損失476百万円を計上いたしました結果、親会社株主に帰属する当期純利益は329百万円（前期は親会社株主に帰属する当期純損失1,521百万円）となりました。

資産は、前連結会計年度末に比べ2,773百万円減少し43,111百万円となり、負債は、前連結会計年度末に比べ2,020百万円減少し24,170百万円となり、純資産は、前連結会計年度末に比べ752百万円減少し18,941百万円となりました。

セグメントの業績は次の通りであります。

衣料事業

「ニューヨーカー」ブランドを中心とする小売販売は、Eコマースでの販売額は増加し、秋冬衣料の販売は堅調に推移いたしましたが、不採算店舗を閉店したことにより店舗数が減少しており、売上高は前年同期比で減少いたしました。

製造部門は、前連結会計年度に子会社化したPontetorto S.p.A.及びその子会社1社が連結対象となったこと等により、売上高は前年同期比で増加いたしました。

以上の結果、売上高は23,503百万円（前期比34.7%増）、セグメント損失（営業損失）は205百万円（前期は営業損失1,083百万円）となりました。

不動産賃貸事業

前連結会計年度及び第1四半期連結会計期間に賃貸用不動産の一部を売却したこと等により、売上高は前年同期比で減少となりました。

以上の結果、売上高は3,924百万円（前期比5.6%減）、セグメント利益（営業利益）は476百万円（前期比29.3%減）となりました。

② キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度における現金及び現金同等物は、前連結会計年度末に比べ1,027百万円減少し3,474百万円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動に使用したキャッシュ・フローは876百万円となり、前連結会計年度に比べ105百万円支出が増加いたしました。その主な内容は、税金等調整前当期純利益が989百万円増加、法人税等の支払額が1,260百万円増加したこと等によるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によって得られたキャッシュ・フローは758百万円となり、前連結会計年度に比べ2,241百万円収入が増加いたしました。その主な内容は、有形固定資産の取得による支出が2,349百万円減少したこと等によるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動に使用したキャッシュ・フローは930百万円となり、前連結会計年度に比べ3,501百万円支出が増加いたしました。その主な内容は、長期借入れによる収入が3,500百万円減少したこと等によるものです。

③ 生産、受注及び販売の実績

(a) 生産実績

当連結会計年度における生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	金額(百万円)	前年同期比(%)
衣料事業	12,238	+23.2
合計	12,238	+23.2

- (注) 1. 上記の金額は、販売価額によっております。
2. 上記の金額は、セグメント間の内部振替前の数値によっております。
3. 上記の金額には、消費税等は含んでおりません。

(b) 受注状況

当社グループは主として見込み生産を行っているため、該当事項はありません。

(c) 販売実績

当連結会計年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	金額(百万円)	前年同期比(%)
衣料事業	23,503	+34.7
不動産賃貸事業	3,768	△4.9
合計	27,272	+27.4

- (注) 1. 上記の金額は、セグメント間取引の相殺消去後の数値であります。
2. 上記の金額には、消費税等は含んでおりません。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

① 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて作成されています。この連結財務諸表の作成にあたっては、当連結会計年度における財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を与えるような見積り、予測を必要としております。当社グループは、過去の実績値や状況を踏まえ合理的と判断される前提に基づき、継続的に見積り、予測を行っております。そのため実際の結果については、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

② 当連結会計年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

(a) 財政状態の分析

当連結会計年度における総資産は43,111百万円（前連結会計年度比6.0%減）となりました。

当連結会計年度における自己資本比率は42.4%となり、当連結会計年度における1株当たり純資産額は539円44銭となりました。また、株主資本利益率（ROE）は、1.8%（前期比9.3ポイント増）と向上いたしました。

(流動資産)

当連結会計年度における流動資産は12,828百万円（前連結会計年度比3.8%減）となりました。その主な内容は、現金及び預金の減少1,027百万円や未収金の増加655百万円等であります。

(固定資産)

当連結会計年度における固定資産は30,283百万円（前連結会計年度比7.0%減）となりました。その主な内容は、建物及び構築物の減少1,169百万円や投資有価証券の減少916百万円等であります。

(流動負債)

当連結会計年度における流動負債は14,822百万円（前連結会計年度比25.0%増）となりました。その主な内容は、短期借入金の増加1,542百万円、1年以内返済予定の長期借入金の増加1,600百万円、未払法人税等の減少1,078百万円及び預り金の増加1,482百万円等であります。

(固定負債)

当連結会計年度における固定負債は9,347百万円（前連結会計年度比34.8%減）となりました。その主な内容は、長期借入金の減少2,893百万円や長期預り保証金の減少1,584百万円等であります。

(純資産)

当連結会計年度における純資産は18,941百万円（前連結会計年度比3.8%減）となりました。その主な内容は、その他有価証券評価差額金の減少472百万円や非支配株主持分の減少311百万円等であります。

(b) 経営成績の分析

(売上高)

当連結会計年度における売上高は27,272百万円（前連結会計年度比27.4%増）となりました。

セグメント別の売上高につきましては、「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要 ① 財政状態及び経営成績の状況」に記載のとおりであります。

(売上総利益)

衣料事業につきましては、製造部門において前連結会計年度に子会社化したPontetorto S.p.A. 及びその子会社1社が連結対象となったこと等により、売上原価は増加いたしました。

不動産賃貸事業につきましては、手数料や広告宣伝費の減少等により、売上原価は減少いたしました。

以上の結果、当連結会計年度における売上原価は14,447百万円（前連結会計年度比36.5%増）となり、売上総利益は12,825百万円（前連結会計年度比18.5%増）となりました。また、売上総利益率は、前連結会計年度に比べ3.5ポイント減少し、47.0%となりました。

(営業利益)

衣料事業につきましては、前連結会計年度に子会社化したPontetorto S.p.A. 及びその子会社1社が連結対象となったこと等により、販売費及び一般管理費は増加いたしました。

不動産賃貸事業につきましては、広告宣伝費等の減少はありましたが、手数料等の増加により、販売費及び一般管理費は増加いたしました。

以上の結果、当連結会計年度における販売費及び一般管理費は13,143百万円（前連結会計年度比8.1%増）となり、営業損失は318百万円（前連結会計年度は営業損失1,337百万円）となりました。

(経常利益)

営業外収支は、雑収入の増加等により、収益増加となりました。

以上の結果、当連結会計年度における経常損失は384百万円（前連結会計年度は経常損失1,448百万円）となりました。

(親会社株主に帰属する当期純利益)

特別損益は、建設協力金精算益や事業構造改善費用の減少等がありました。固定資産売却益の減少等により、収益減少となりました。

以上の結果、当連結会計年度における税金等調整前当期純利益は344百万円（前連結会計年度は税金等調整前当期純損失645百万円）となり、法人税等の減少等により、当連結会計年度における親会社株主に帰属する当期純利益は329百万円（前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純損失1,521百万円）となりました。

(c) キャッシュ・フローの分析

当連結会計年度のキャッシュ・フローの分析につきましては、「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要 ② キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

当社グループの資本の財源及び資金の流動性につきましては、次のとおりです。

当社グループの運転資金需要は、主に衣料事業における原材料の仕入や製造経費、販売費及び一般管理費等であり、投資を目的とした資金需要は、主に保有する不動産への設備投資等によるものであります。

短期運転資金は自己資金及び金融機関からの短期借入を基本としており、設備投資や長期運転資金の調達につきましては、金融機関からの長期借入を基本としております。

なお、当連結会計年度末における借入金及びリース債務を含む有利子負債の残高は14,612百万円となっております。また、当連結会計年度末における現金及び現金同等物の残高は3,474百万円となっております。

なお、今後の見通しにつきましては、「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載のとおりであります。

また、当社グループの経営成績に重要な影響を与える要因につきましては、「第2 事業の状況 2 事業等のリスク」に記載のとおりであります。

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5 【研究開発活動】

記載すべき重要な研究開発活動はありません。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当社グループの当連結会計年度の設備投資の総額は2,851百万円であり、セグメントごとの設備投資について示すと、次のとおりであります。

(1) 衣料事業

当連結会計年度の主な設備投資は、販売店舗の新規出店やリニューアル等を中心とする総額201百万円であります。

なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

(2) 不動産賃貸事業

当連結会計年度の主な設備投資は、商業施設ダイナシティの店舗のリニューアルや設備の更新等を中心とする総額233百万円であります。

なお、重要な設備の除却又は売却につきましては、資産の効率化と財務体質の強化を図るため、連結子会社の建物等391百万円を売却しております。

2 【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は次のとおりであります。

(1) 国内子会社

(平成30年3月31日現在)

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の 内容	帳簿価額(百万円)						従業員数 (人)
				建物 及び 構築物	機械 装置 及び 運搬具	土地 (面積m ²)	リース 資産	その他	合計	
株式会社 ダイドーフ オワード	ダイドーリミテッド ビル (東京都 千代田区)	不動産 賃貸	店舗・ 事務所の 賃貸設備	576	0	290,686,200 (1,840.42)	30	0	898	0(0)
	ダイナ シティ (神奈川県 小田原市)	不動産 賃貸	店舗・ 事務所の 賃貸設備	4,586	6	54,313,296 (129,819.81)	2	137	4,787	39(26)

(注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は、工具器具及び備品、建設仮勘定であります。

なお、金額には消費税等を含めておりません。

2. 従業員数の()は、臨時従業員数を外書しております。

(2) 在外子会社

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設

当連結会計年度末現在における設備計画の主なものは次のとおりです。

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	投資予定額		資金調達 方法	着工年月	完成予定 年月	完成後 の増加 能力
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)				
株ダイドー フォワード	ダイナシティ W E S T 館 (小田原市)	不動産 賃貸事業	設備更新・ 店舗内装等	1,217	10	自己資金 及び借入金	平成30年 3月	平成30年 11月	—

(注) 1. 上記の金額には、消費税及び地方消費税は含まれておりません。

(2) 重要な設備の除却等

経常的な設備の更新のための除却等を除き、重要な設備の除却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	150,000,000
計	150,000,000

② 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成30年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成30年6月29日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	37,696,897	37,696,897	東京証券取引所 (市場第一部) 名古屋証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は100株で あります。
計	37,696,897	37,696,897	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

当社はストックオプション制度を採用しております。当該制度は、旧商法及び会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

ア 旧商法に基づき定時株主総会で決議されたもの

決議年月日	平成17年6月29日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 5 当社監査役 4
新株予約権の数（個）※	50
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 5,000 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額※	1株当たり 1円
新株予約権の行使期間※	平成17年6月30日から 平成47年6月29日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 1 資本組入額 1
新株予約権の行使の条件※	(注) 2
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権を譲渡するときは当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	—

※ 当事業年度の末日（平成30年3月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（平成30年5月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

2. ① 新株予約権者は、当社の取締役及び監査役のいずれの地位をも喪失した日から原則として1年を経過した日（以下、「権利行使開始日」という。）から5年間新株予約権を行使できるものとする。

② 前項に拘わらず、新株予約権者は、以下の（ア）または（イ）に定める場合には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使することができる。

（ア） 新株予約権が平成46年6月30日に至るまでに権利行使開始日を迎えた場合、平成46年7月1日から平成47年6月29日（ただし、当該日が営業日でない場合には、その前営業日）まで

（イ） 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案またはもしくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合、当該承認日の翌日から15日（ただし、当該期間の最終日が営業日でない場合には、その前営業日）

③ 新株予約権者が死亡した場合には、相続人が新株予約権を行使することができる。ただし、この場合相続人は、新株予約権者が死亡した日の翌日から3ヶ月を経過する日（ただし、当該日が営業日でない場合には、その前営業日）までの間に限り、新株予約権を行使することができる。

④ 各新株予約権の一部行使はできないものとする。

イ 会社法に基づき定時株主総会または取締役会で決議されたもの

決議年月日	平成18年7月10日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 7 当社監査役 4
新株予約権の数（個）※	54
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 5,400 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額※	1株当たり 1円
新株予約権の行使期間※	平成18年7月26日から 平成48年7月25日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 1,367 資本組入額 683
新株予約権の行使の条件※	(注) 2
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権を譲渡するときは当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注) 3

※ 当事業年度の末日（平成30年3月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（平成30年5月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

2. ① 新株予約権者は、上記の期間内において、当社の取締役（委員会等設置会社における執行役を含む。）及び監査役のいずれの地位をも喪失した日（以下「地位喪失日」という。）から1年を経過した日から5年間（ただし、当該期間の最終日が営業日でない場合には、その前営業日）に限り、新株予約権を行使することができる。

② 新株予約権者は、新株予約権を行使することができる期間内において、当社の取締役会がやむを得ないと認めた場合には前項に拘わらず、地位喪失日の翌日から5年間（ただし、当該期間の最終日が営業日でない場合には、その前営業日）に限り、新株予約権を行使することができる。

③ ①に拘わらず、新株予約権者は、以下の（ア）または（イ）に定める場合には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使することができる。

（ア） 新株予約権が平成47年6月30日に至るまでに権利行使開始日を迎えた場合

平成47年7月1日から平成48年6月30日（ただし、当該日が営業日でない場合には、その前営業日）まで

（イ） 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案、もしくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合

当該承認日の翌日から15日（ただし、当該期間の最終日が営業日でない場合には、その前営業日）

④ 新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権は、相続人に承継される。ただし、承継者は、新株予約権を承継した日から3ヶ月に限り、新株予約権を行使することができる。

⑤ 1個の本新株予約権を、さらに分割して行使することはできないものとする。

3. 組織再編行為時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、前記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

前記「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

前記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

決議年月日	平成19年7月9日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 7 当社監査役 4
新株予約権の数（個）※	64
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 6,400 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額※	1株当たり 1円
新株予約権の行使期間※	平成19年7月25日から 平成49年7月24日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 1,069 資本組入額 535
新株予約権の行使の条件※	(注) 2
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権を譲渡するときは当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注) 3

※ 当事業年度の末日（平成30年3月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（平成30年5月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

2. ① 新株予約権者は、上記の期間内において、当社の取締役（委員会等設置会社における執行役を含む。）及び監査役のいずれの地位をも喪失した日（以下「地位喪失日」という。）から1年を経過した日から5年間（ただし、当該期間の最終日が営業日でない場合には、その前営業日）に限り、新株予約権を行使することができる。

② 新株予約権者は、新株予約権を行使することができる期間内において、当社の取締役会がやむを得ないと認めた場合には前項に拘わらず、地位喪失日の翌日から5年間（ただし、当該期間の最終日が営業日でない場合には、その前営業日）に限り、新株予約権を行使することができる。

③ ①に拘わらず、新株予約権者は以下の（ア）又は（イ）に定める場合（ただし、（イ）については、新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使することができる。

（ア） 新株予約権が平成48年6月30日に至るまでに権利行使開始日を迎えた場合

平成48年7月1日から平成49年7月24日（ただし、当該日が営業日でない場合には、その前営業日）まで

（イ） 当社が消滅会社となる合併で契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合には、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）

当該承認日の翌日から15日間

④ 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。

3. 組織再編行為時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、前記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、前記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価格を調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

前記「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

前記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

(7) 謙渡による新株予約権の取得の制限

謙渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

決議年月日	平成20年7月7日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 7 当社監査役 4
新株予約権の数（個）※	115
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 11,500 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額※	1株当たり 1円
新株予約権の行使期間※	平成20年8月7日から 平成50年8月6日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 481 資本組入額 241
新株予約権の行使の条件※	(注) 2
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権を譲渡するときは当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注) 3

※ 当事業年度の末日（平成30年3月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（平成30年5月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

2. ① 新株予約権者は、上記の期間内において、当社の取締役（委員会等設置会社における執行役を含む。）及び監査役のいずれの地位をも喪失した日（以下「地位喪失日」という。）から1年を経過した日から5年間（ただし、当該期間の最終日が営業日でない場合には、その前営業日）に限り、新株予約権を行使することができる。

② 新株予約権者は、新株予約権を行使することができる期間内において、当社の取締役会がやむを得ないと認めた場合には前項に拘わらず、地位喪失日の翌日から5年間（ただし、当該期間の最終日が営業日でない場合には、その前営業日）に限り、新株予約権を行使することができる。

③ ①に拘わらず、新株予約権者は以下の（ア）又は（イ）に定める場合（ただし、（イ）については、新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使することができる。

（ア） 新株予約権が平成49年6月30日に至るまでに権利行使開始日を迎えた場合

平成49年7月1日から平成50年8月6日（ただし、当該日が営業日でない場合には、その前営業日）まで

（イ） 当社が消滅会社となる合併で契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合には、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）

当該承認日の翌日から15日間

④ 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。

3. 組織再編行為時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、前記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、前記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価格を調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

前記「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

前記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

(7) 謙渡による新株予約権の取得の制限

謙渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

決議年月日	平成21年7月6日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 7 当社監査役 4
新株予約権の数（個）※	193
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 19,300 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額※	1株当たり 1円
新株予約権の行使期間※	平成21年7月24日から 平成51年7月23日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 214 資本組入額 107
新株予約権の行使の条件※	(注) 2
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権を譲渡するときは当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注) 3

※ 当事業年度の末日（平成30年3月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（平成30年5月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

2. ① 新株予約権者は、上記の期間内において、当社の取締役（委員会等設置会社における執行役を含む。）及び監査役のいずれの地位をも喪失した日（以下「地位喪失日」という。）から1年を経過した日から5年間（ただし、当該期間の最終日が営業日でない場合には、その前営業日）に限り、新株予約権を行使することができる。

② 新株予約権者は、新株予約権を行使することができる期間内において、当社の取締役会がやむを得ないと認めた場合には前項に拘わらず、地位喪失日の翌日から5年間（ただし、当該期間の最終日が営業日でない場合には、その前営業日）に限り、新株予約権を行使することができる。

③ ①に拘わらず、新株予約権者は以下の（ア）又は（イ）に定める場合（ただし、（イ）については、新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使することができる。

（ア） 新株予約権が平成50年6月30日に至るまでに権利行使開始日を迎えた場合

平成50年7月1日から平成51年7月23日（ただし、当該日が営業日でない場合には、その前営業日）まで

（イ） 当社が消滅会社となる合併で契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合には、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）

当該承認日の翌日から15日間

④ 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。

3. 組織再編行為時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、前記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、前記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価格を調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

前記「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

前記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

(7) 謙渡による新株予約権の取得の制限

謙渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

決議年月日	平成22年7月5日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 7 当社監査役 4 当社執行役員 4
新株予約権の数（個）※	260
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 26,000 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額※	1株当たり 1円
新株予約権の行使期間※	平成22年7月23日から 平成52年7月22日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 276 資本組入額 138
新株予約権の行使の条件※	(注) 2
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権を譲渡するときは当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注) 3

※ 当事業年度の末日（平成30年3月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（平成30年5月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。
ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。
調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率
2. ① 新株予約権者は、上記の期間内において、当社の取締役（委員会等設置会社における執行役を含む。）及び監査役のいずれの地位をも喪失した日（以下「地位喪失日」という。）から1年を経過した日から5年間（ただし、当該期間の最終日が営業日でない場合には、その前営業日）に限り、新株予約権を行使することができる。
② 新株予約権者は、新株予約権を行使することができる期間内において、当社の取締役会がやむを得ないと認めた場合には前項に拘わらず、地位喪失日の翌日から5年間（ただし、当該期間の最終日が営業日でない場合には、その前営業日）に限り、新株予約権を行使することができる。
③ ①に拘わらず、新株予約権者は以下の（ア）又は（イ）に定める場合（ただし、（イ）については、新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使することができる。
（ア） 新株予約権が平成51年6月30日に至るまでに権利行使開始日を迎えた場合
平成51年7月1日から平成52年7月22日（ただし、当該日が営業日でない場合には、その前営業日）まで
（イ） 当社が消滅会社となる合併で契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合には、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）
当該承認日の翌日から15日間
④ 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。

3. 組織再編行為時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、前記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、前記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価格を調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

前記「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

前記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

(7) 謙渡による新株予約権の取得の制限

謙渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

決議年月日	平成23年7月4日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 7 当社監査役 3 当社執行役員 5
新株予約権の数（個）※	298
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 29,800 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額※	1株当たり 1円
新株予約権の行使期間※	平成23年7月22日から 平成53年7月21日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 386 資本組入額 193
新株予約権の行使の条件※	(注) 2
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権を譲渡するときは当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注) 3

※ 当事業年度の末日（平成30年3月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（平成30年5月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を [] 内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。
ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。
調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率
2. ① 新株予約権者は、上記の期間内において、当社の取締役（委員会等設置会社における執行役を含む。）及び監査役のいずれの地位をも喪失した日（以下「地位喪失日」という。）から1年を経過した日から5年間（ただし、当該期間の最終日が営業日でない場合には、その前営業日）に限り、新株予約権を行使することができる。
② 新株予約権者は、新株予約権を行使することができる期間内において、当社の取締役会がやむを得ないと認めた場合には前項に拘わらず、地位喪失日の翌日から5年間（ただし、当該期間の最終日が営業日でない場合には、その前営業日）に限り、新株予約権を行使することができる。
③ ①に拘わらず、新株予約権者は以下の（ア）又は（イ）に定める場合（ただし、（イ）については、新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使することができる。
（ア） 新株予約権が平成52年6月30日に至るまでに権利行使開始日を迎えた場合
平成52年7月1日から平成53年7月21日（ただし、当該日が営業日でない場合には、その前営業日）まで
（イ） 当社が消滅会社となる合併で契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合には、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）
当該承認日の翌日から15日間
④ 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。

3. 組織再編行為時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、前記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、前記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価格を調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

前記「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

前記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

(7) 謙渡による新株予約権の取得の制限

謙渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

決議年月日	平成24年7月2日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 6 当社監査役 3 当社執行役員 5
新株予約権の数（個）※	325
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 32,500 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額※	1株当たり 1円
新株予約権の行使期間※	平成24年7月20日から 平成54年7月19日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 252 資本組入額 126
新株予約権の行使の条件※	(注) 2
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権を譲渡するときは当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注) 3

※ 当事業年度の末日（平成30年3月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（平成30年5月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。
ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。
調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率
2. ① 新株予約権者は、上記の期間内において、当社の取締役（委員会等設置会社における執行役を含む。）及び監査役のいずれの地位をも喪失した日（以下「地位喪失日」という。）から1年を経過した日から5年間（ただし、当該期間の最終日が営業日でない場合には、その前営業日）に限り、新株予約権を行使することができる。
② 新株予約権者は、新株予約権を行使することができる期間内において、当社の取締役会がやむを得ないと認めた場合には前項に拘わらず、地位喪失日の翌日から5年間（ただし、当該期間の最終日が営業日でない場合には、その前営業日）に限り、新株予約権を行使することができる。
③ ①に拘わらず、新株予約権者は以下の（ア）又は（イ）に定める場合（ただし、（イ）については、新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使することができる。
（ア） 新株予約権が平成53年6月30日に至るまでに権利行使開始日を迎えた場合
平成53年7月1日から平成54年7月19日（ただし、当該日が営業日でない場合には、その前営業日）まで
（イ） 当社が消滅会社となる合併で契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合には、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）
当該承認日の翌日から15日間
④ 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。

3. 組織再編行為時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、前記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、前記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価格を調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

前記「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

前記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

(7) 謙渡による新株予約権の取得の制限

謙渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

決議年月日	平成25年7月1日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 6 当社監査役 4 当社執行役員 9
新株予約権の数（個）※	630個
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 63,000 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額※	1株当たり 1円
新株予約権の行使期間※	平成25年7月19日から 平成55年7月18日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 362 資本組入額 181
新株予約権の行使の条件※	(注) 2
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権を譲渡するときは当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注) 3

※ 当事業年度の末日（平成30年3月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（平成30年5月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。
ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。
調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率
2. ① 新株予約権者は、上記の期間内において、当社の取締役（委員会等設置会社における執行役を含む。）及び監査役のいずれの地位をも喪失した日（以下「地位喪失日」という。）から1年を経過した日から5年間（ただし、当該期間の最終日が営業日でない場合には、その前営業日）に限り、新株予約権を行使することができる。
② 新株予約権者は、新株予約権を行使することができる期間内において、当社の取締役会がやむを得ないと認めた場合には前項に拘わらず、地位喪失日の翌日から5年間（ただし、当該期間の最終日が営業日でない場合には、その前営業日）に限り、新株予約権を行使することができる。
③ ①に拘わらず、新株予約権者は以下の（ア）又は（イ）に定める場合（ただし、（イ）については、新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使することができる。
（ア） 新株予約権が平成54年6月30日に至るまでに権利行使開始日を迎えた場合
平成54年7月1日から平成55年7月18日（ただし、当該日が営業日でない場合には、その前営業日）まで
（イ） 当社が消滅会社となる合併で契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合には、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）
当該承認日の翌日から15日間
④ 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。

3. 組織再編行為時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、前記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、前記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価格を調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

前記「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

前記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

(7) 謙渡による新株予約権の取得の制限

謙渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

決議年月日	平成26年7月7日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 6 当社監査役 4 当社執行役員 8
新株予約権の数（個）※	650個
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 65,000 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額※	1株当たり 1円
新株予約権の行使期間※	平成26年7月25日から 平成56年7月24日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 319 資本組入額 160
新株予約権の行使の条件※	(注) 2
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権を譲渡するときは当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注) 3

※ 当事業年度の末日（平成30年3月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（平成30年5月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。
ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。
調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率
2. ① 新株予約権者は、上記の期間内において、当社の取締役（委員会等設置会社における執行役を含む。）及び監査役のいずれの地位をも喪失した日（以下「地位喪失日」という。）から1年を経過した日から5年間（ただし、当該期間の最終日が営業日でない場合には、その前営業日）に限り、新株予約権を行使することができる。
② 新株予約権者は、新株予約権を行使することができる期間内において、当社の取締役会がやむを得ないと認めた場合には前項に拘わらず、地位喪失日の翌日から5年間（ただし、当該期間の最終日が営業日でない場合には、その前営業日）に限り、新株予約権を行使することができる。
③ ①に拘わらず、新株予約権者は以下の（ア）又は（イ）に定める場合（ただし、（イ）については、新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使することができる。
（ア） 新株予約権が平成55年6月30日に至るまでに権利行使開始日を迎えた場合
平成55年7月1日から平成56年7月24日（ただし、当該日が営業日でない場合には、その前営業日）まで
（イ） 当社が消滅会社となる合併で契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合には、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）
当該承認日の翌日から15日間
④ 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。

3. 組織再編行為時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、前記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、前記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価格を調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

前記「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

前記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

(7) 謙渡による新株予約権の取得の制限

謙渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

決議年月日	平成27年7月6日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 7 当社監査役 4 当社執行役員 7
新株予約権の数（個）※	796
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 79,600 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額※	1株当たり 1円
新株予約権の行使期間※	平成27年7月24日から 平成57年7月23日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 333 資本組入額 167
新株予約権の行使の条件※	(注) 2
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権を譲渡するときは当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注) 3

※ 当事業年度の末日（平成30年3月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（平成30年5月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。
ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。
調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率
2. ① 新株予約権者は、上記の期間内において、当社の取締役（委員会等設置会社における執行役を含む。）及び監査役のいずれの地位をも喪失した日（以下「地位喪失日」という。）から1年を経過した日から5年間（ただし、当該期間の最終日が営業日でない場合には、その前営業日）に限り、新株予約権を行使することができる。
② 新株予約権者は、新株予約権を行使することができる期間内において、当社の取締役会がやむを得ないと認めた場合には前項に拘わらず、地位喪失日の翌日から5年間（ただし、当該期間の最終日が営業日でない場合には、その前営業日）に限り、新株予約権を行使することができる。
③ ①に拘わらず、新株予約権者は以下の（ア）又は（イ）に定める場合（ただし、（イ）については、新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使することができる。
（ア） 新株予約権が平成56年6月30日に至るまでに権利行使開始日を迎えた場合
平成56年7月1日から平成57年7月23日（ただし、当該日が営業日でない場合には、その前営業日）まで
（イ） 当社が消滅会社となる合併で契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合には、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）
当該承認日の翌日から15日間
④ 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。

3. 組織再編行為時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、前記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、前記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価格を調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

前記「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

前記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

(7) 謙渡による新株予約権の取得の制限

謙渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

決議年月日	平成28年7月5日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 8 当社監査役 4 当社執行役員 8
新株予約権の数（個）※	816
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 81,600 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額※	1株当たり 1円
新株予約権の行使期間※	平成28年7月23日から 平成58年7月22日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 261 資本組入額 131
新株予約権の行使の条件※	(注) 2
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権を譲渡するときは当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注) 3

※ 当事業年度の末日（平成30年3月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（平成30年5月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。
ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。
調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率
2. ① 新株予約権者は、上記の期間内において、当社の取締役（委員会等設置会社における執行役を含む。）及び監査役のいずれの地位をも喪失した日（以下「地位喪失日」という。）から1年を経過した日から5年間（ただし、当該期間の最終日が営業日でない場合には、その前営業日）に限り、新株予約権を行使することができる。
② 新株予約権者は、新株予約権を行使することができる期間内において、当社の取締役会がやむを得ないと認めた場合には前項に拘わらず、地位喪失日の翌日から5年間（ただし、当該期間の最終日が営業日でない場合には、その前営業日）に限り、新株予約権を行使することができる。
③ ①に拘わらず、新株予約権者は以下の（ア）又は（イ）に定める場合（ただし、（イ）については、新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使することができる。
（ア） 新株予約権が平成57年6月30日に至るまでに権利行使開始日を迎えた場合
平成57年7月1日から平成58年7月22日（ただし、当該日が営業日でない場合には、その前営業日）まで
（イ） 当社が消滅会社となる合併で契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合には、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）
当該承認日の翌日から15日間
④ 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。

3. 組織再編行為時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、前記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、前記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価格を調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

前記「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

前記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

(7) 謙渡による新株予約権の取得の制限

謙渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

決議年月日	平成29年7月4日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 6 当社監査役 3 当社執行役員 8
新株予約権の数（個）※	894
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 89,400 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額※	1株当たり 1円
新株予約権の行使期間※	平成29年7月22日から 平成59年7月21日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 315 資本組入額 158
新株予約権の行使の条件※	(注) 2
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権を譲渡するときは当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注) 3

※ 当事業年度の末日（平成30年3月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（平成30年5月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。
ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。
調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率
2. ① 新株予約権者は、上記の期間内において、当社の取締役（委員会等設置会社における執行役を含む。）及び監査役のいずれの地位をも喪失した日（以下「地位喪失日」という。）から1年を経過した日から5年間（ただし、当該期間の最終日が営業日でない場合には、その前営業日）に限り、新株予約権を行使することができる。
② 新株予約権者は、新株予約権を行使することができる期間内において、当社の取締役会がやむを得ないと認めた場合には前項に拘わらず、地位喪失日の翌日から5年間（ただし、当該期間の最終日が営業日でない場合には、その前営業日）に限り、新株予約権を行使することができる。
③ ①に拘わらず、新株予約権者は以下の（ア）又は（イ）に定める場合（ただし、（イ）については、新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使することができる。
（ア） 新株予約権が平成58年6月30日に至るまでに権利行使開始日を迎えた場合
平成58年7月1日から平成59年7月21日（ただし、当該日が営業日でない場合には、その前営業日）まで
（イ） 当社が消滅会社となる合併で契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合には、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）
当該承認日の翌日から15日間
④ 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。

3. 組織再編行為時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、前記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、前記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価格を調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

前記「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

前記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

(7) 謙渡による新株予約権の取得の制限

謙渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

② 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③ 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成22年4月1日	—	37,696	—	6,891	(注)△1,000	7,147
平成23年3月31日						

(注) 平成22年6月29日開催の定時株主総会において、資本準備金を1,000百万円減少し、その他資本剰余金に振り替えることを決議しております。

(5) 【所有者別状況】

平成30年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満 株式の状況 (株)	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人 以外	個人			
株主数 (人)	—	25	15	192	54	52	44,068	44,406	—
所有株式数 (単元)	—	83,922	1,379	116,067	8,235	73	167,118	376,794	17,497
所有株式数 の割合(%)	—	22.27	0.37	30.80	2.19	0.02	44.35	100.00	—

(注) 1. 自己株式の3,794,183株は、「金融機関」に15,141単元、「個人その他」に22,800単元、「単元未満株式の状況」に83株を含めて記載しております。当社は、「株式給付信託（J-E S O P）」導入に伴い、平成21年4月1日付で自己株式428,500株及び平成24年12月13日付で自己株式1,500,000株を資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）（東京都中央区晴海1丁目8番12号）へ拠出しております。なお、自己株式数については、平成30年3月31日現在において信託E口が所有する当社株式（1,514,100株）を自己株式数に含めております。

2. 上記「その他の法人」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が10単元含まれております。

(6) 【大株主の状況】

平成30年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社オンワードホールディングス	東京都中央区日本橋3丁目10番5号	7,600	22.41
株式会社ソトー	愛知県一宮市篠屋5丁目1番1号	1,595	4.70
三井住友海上火災保険株式会社	東京都千代田区神田駿河台3丁目9番地	1,292	3.81
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目4-1	1,134	3.34
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町1丁目5-5	1,128	3.32
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内2丁目1-1	931	2.74
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	東京都中央区晴海1丁目8-11	449	1.32
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	428	1.26
ダイドーリミテッド取引先持株会	東京都千代田区外神田3丁目1-16	427	1.26
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11-3	394	1.16
計	—	15,381	45.36

(注) 自己株式が3,794千株あります。なお、自己株式数については、平成30年3月31日現在において資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)が所有する当社株式1,514千株を自己株式に含めております。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成30年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	(自己保有株式) 普通株式 3,794,100	15,141	単元株式数は100株であります。
完全議決権株式（その他）	普通株式 33,885,300	338,853	同上
単元未満株式	普通株式 17,497	—	同上
発行済株式総数	37,696,897	—	—
総株主の議決権	—	353,994	—

(注) 単元未満株式数には、当社所有の自己株式が83株含まれております。

② 【自己株式等】

平成30年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社ダイドーリミテッド	東京都千代田区外神田 三丁目1番16号	2,280,083	1,514,100	3,794,183	10.06
計	—	2,280,083	1,514,100	3,794,183	10.06

(注) 当社は、「株式給付信託（J-E S O P）」導入に伴い、平成21年4月1日付で自己株式428,500株及び平成24年12月13日付で自己株式1,500,000株を資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）（東京都中央区晴海1丁目8番12号）へ拠出しております。なお、自己株式数については、平成30年3月31日現在において信託E口が所有する当社株式（1,514,100株）を自己株式数に含めております。

(8) 【役員・従業員株式所有制度の内容】

当社は、従業員の処遇の一部と当社の株価や業績との連動性をより高め、株価の変動による経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価上昇及び業績向上への従業員の意欲や士気を高めることを目的として、「株式給付信託（J-E S O P）」（以下、「本制度」といい、本制度に関する信託銀行と締結する信託契約を「本信託契約」といいます。また、本信託契約に基づいて設定される信託を「本信託」といいます。）を導入しております。

1. 導入の背景

当社では、従業員のインセンティブプランの一環として、米国では一般的な従業員向け報酬制度の1つであるE S O P（Employee Stock Ownership Plan）について、かねてからその導入の可否について検討を進めておりましたが、平成20年11月17日に経済産業省より「新たな自社株式保有スキームに関する報告書」が公表され、現行法制度下における論点について概ね整理されたことを受け、米国のE S O Pと同様、退職時に従業員に株式を付与するプランである本制度を導入することといたしました。

また、導入後3年が経過したことを機に制度の内容や対象範囲等の見直しを実施し、付与する株式数の一人当たりの上限の引き上げと年間付与ポイント総数の上限の引き上げを行うとともに、対象範囲を拡大することといたしました。

なお、当社では、平成17年10月末日に退職金制度を廃止しており、本制度は勤労インセンティブ向上策として給付するものです。

2. 本制度の概要

本制度は、あらかじめ当社が定めた株式給付規程に基づき、当社グループの従業員が退職した時点で当該退職者に対し当社株式又は当社株式の時価相当の金銭（以下、「当社株式等」といいます。）を給付する仕組みです。

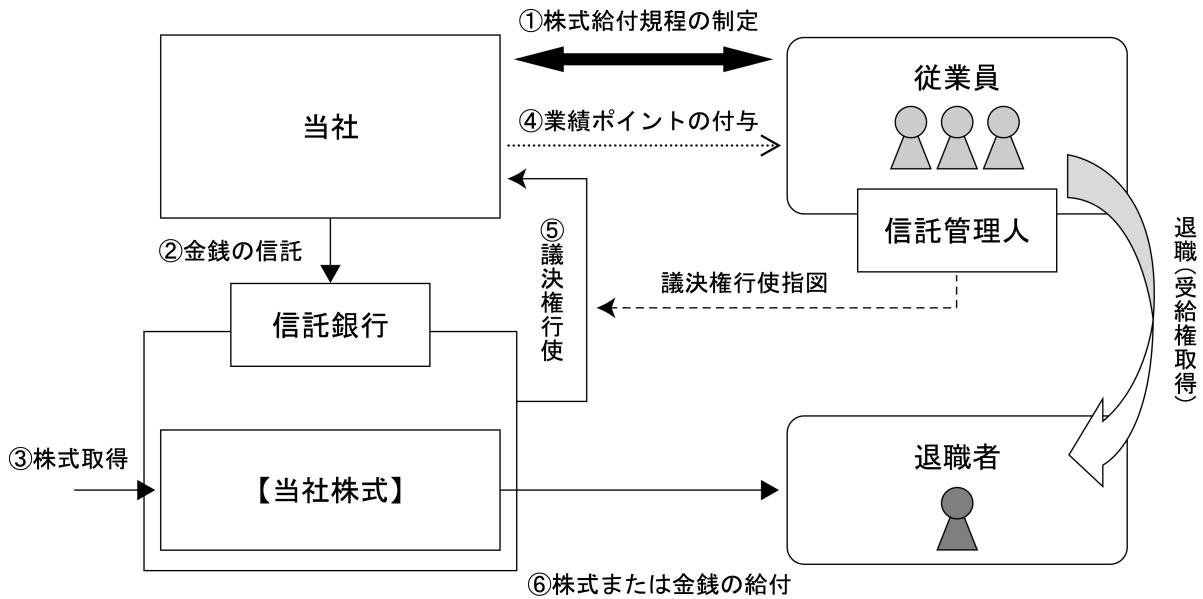
当社は、当社グループの従業員の中から業績や成果に応じて「業績ポイント」（1ポイントを1株とします。）を付与する者を選定します。従業員の退職時には累積した「業績ポイント」に相当する当社株式等を給付します。

退職者に対し給付する株式等については、あらかじめ信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。

本制度の導入により、従業員の勤労意欲や株価への関心が高まるほか、グループ求心力の向上、優秀な人材の確保にも寄与することが期待されます。

また、信託内の当社株式に関する議決権については、制度参加者である当社グループの従業員の意見を信託管理人が集約することにより行うことから、従業員が株主としてその意思を企業経営に反映させることにより、当社のコーポレート・ガバナンスが一層向上することが期待されます。

<株式給付信託の概要>



- ①当社は、本制度の導入に際し「株式給付規程」を制定します。
- ②当社は、「株式給付規程」に基づき従業員に将来給付する株式を予め取得するために、信託銀行に金銭を信託（他益信託）します。
- ③信託銀行は、信託された金銭により、当社株式を取得します。
- ④当社は、従業員に対し、業績や成果に応じて「業績ポイント」を付与します。
- ⑤信託銀行は信託管理人からの指図に基づき、議決権行使します。
- ⑥従業員は、退職時に信託銀行から、累積した「業績ポイント」に相当する当社株式（または当社株式の時価相当の金銭）の給付を受けます。

3. 従業員等持株会に取得させる予定の株式の総数

当社は、平成21年4月1日付けで自己株式428,500株（293,951千円）及び平成24年12月13日付けで自己株式1,500,000株（691,500千円）を資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）（東京都中央区晴海1丁目8番12号）へ拠出しており、今後信託E口が当社株式を取得する予定は未定であります。

4. 当該従業員株式所有制度による受益権その他の権利を受けることができる者の範囲

本制度は、下記に該当しない全ての当社グループ従業員に適用しております。

- ①統括会社（株式会社ダイドーリミテッド）役員、執行役員、顧問
- ②嘱託社員、契約社員、パート社員（但し、60歳に到達した従業員が再雇用により契約社員となった場合はこの限りではない。）
- ③日日雇い入れられる者
- ④臨時に期間を定めて雇い入れられる者

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

会社法第155条第7号による取得

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	6	2,796
当期間における取得自己株式	—	—

(注) 当期間における取得自己株式には、平成30年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他(新株予約権行使)	—	—	—	—
その他(市場で売却)	—	—	—	—
保有自己株式数	3,794,183	—	3,794,183	—

(注) 1. 当期間における保有自己株式には、平成30年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り、新株予約権の行使による株式数は含めておりません。

2. 当事業年度及び当期間における保有自己株式数には、資産管理サービス信託銀行株式会社（信託口）が所有する当社株式1,514,100株が含まれております。

3 【配当政策】

当社グループは、株主への利益還元を最重要課題のひとつに位置づけております。

利益配分につきましては、収益力の強化により配当を弾力的に行うため、配当政策といたしまして、連結経常利益の30%を基準とする業績連動型と基本方針を定め、キャッシュ・フローの発生する特別損益（投資有価証券等の売却や固定資産等の売却）の利益増加分につきましても、その30%をその後の数年間にわたり基準配当原資として加えることとし、経営環境、内部留保の充実等を総合的に勘案して配当案を作成いたしております。

当社の剩余金の配当は期末配当の年1回を基本的な方針としておりますが、会社業績に応じた株主への利益還元を柔軟に実施するため、当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる旨を定款で定めております。

なお、剩余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

第95期の期末配当につきましては、キャッシュ・フローの状況も踏まえ、安定的、継続的な配当を行うことが必要と考え、1株当たりの配当額を10円とさせていただきました。これにより、当事業年度の1株当たりの配当額は10円となり、配当金の総額は354百万円となります。

(注) 基準日が当事業年度に属する剩余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの配当額 (円)
平成30年6月28日 定時株主総会	354	10.00

平成30年6月28日定時株主総会の決議に基づく配当金の総額には、資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）に対する配当金15百万円を含んでおります。

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第91期	第92期	第93期	第94期	第95期
決算年月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月	平成30年3月
最高(円)	723	645	524	487	487
最低(円)	580	492	450	398	420

(注) 株価は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成29年10月	11月	12月	平成30年1月	2月	3月
最高(円)	442	443	448	484	483	487
最低(円)	433	427	438	450	445	437

(注) 株価は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

5 【役員の状況】

男性9名 女性0名 (役員のうち女性の比率0%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表取締役 社長	大 川 伸	昭和24年1月12日生		昭和49年4月 当社入社 平成14年10月 当社経営企画室長 平成14年12月 ジャルダン株式会社 代表取締役社長 (現 株式会社ダイドーフォワード) 平成15年6月 当社取締役兼経営企画室長 平成20年6月 当社取締役兼上席執行役員 平成25年5月 当社代表取締役社長(現任) 平成28年12月 Pontetorto S.p.A. 取締役(現任) 平成30年1月 株式会社ダイドーフォワード 代表取締役社長(現任)	(注) 3	53
代表取締役 副社長	川 西 靖 彦	昭和18年10月27日生		昭和41年4月 株式会社樺山入社 (現 株式会社オンワードホールディングス) 昭和60年3月 株式会社樺山 名古屋支店長 (現 株式会社オンワードホールディングス) 平成元年5月 株式会社オンワード樺山 取締役名古屋支店長 (現 株式会社オンワードホールディングス) 平成3年10月 株式会社オンワード樺山 取締役大阪支店長 (現 株式会社オンワードホールディングス) 平成8年2月 株式会社オンワード樺山 取締役関東支店長 (現 株式会社オンワードホールディングス) 平成9年3月 株式会社オンワード樺山 常務取締役関東支店長 (現 株式会社オンワードホールディングス) 平成10年8月 株式会社オンワード樺山 常務取締役東京店長 (現 株式会社オンワードホールディングス) 平成12年8月 株式会社オンワードクリエイティブ センター 代表取締役社長 平成20年3月 株式会社オンワードホールディングス 顧問 平成20年5月 株式会社オンワードホールディングス 顧問退任 当社特別顧問 平成20年6月 当社代表取締役副社長(現任)	(注) 3	3

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役 上席執行役員	福 羅 喜代志	昭和27年10月2日生		昭和46年4月 当社入社 平成6年12月 大同利美特(上海)有限公司 総会計士 平成20年7月 当社経営管理室室長 平成22年3月 株式会社ニューヨーカー 監査役(現 株式会社ダイドーフォワード) 平成22年4月 株式会社ダイドーインターナショナル 監査役 (現 株式会社ダイドーフォワード) 株式会社ダイナシティ 監査役 (現 株式会社ダイドーフォワード) 平成23年6月 当社執行役員 平成25年6月 当社取締役兼執行役員 株式会社ダイナシティ 取締役 平成28年6月 当社取締役兼上席執行役員(現任)	(注) 3	37
取締役 執行役員	齋 藤 文 孝	昭和33年2月17日生		平成2年8月 当社入社 平成14年12月 ジャルダン株式会社取締役 (現 株式会社ダイドーフォワード) 平成19年4月 当社経営企画室長 平成25年6月 当社執行役員経営企画室長 平成26年4月 大都利美特(中国)投資有限公司 董事長(現任) 大同利美特(上海)有限公司董事長 平成26年6月 当社上席執行役員経営企画室長 平成28年6月 当社取締役兼執行役員経営企画室長 (現任) 平成28年12月 Pontetorto S.p.A. 代表取締役 (現任)	(注) 3	7
取締役	西 岡 和 行	昭和22年11月17日生		昭和45年4月 株式会社長崎屋入社 平成15年3月 同社取締役 平成20年6月 マイナミアミューズメント株式会社 取締役 平成22年6月 マイナミホールディングス株式会社 取締役 マイナミアミューズメント株式会社 常務取締役兼COO 平成28年6月 当社取締役(現任)	(注) 3	1
取締役	小 林 邦 一	昭和25年3月29日生		平成元年10月 監査法人朝日親和会計社(現 有限 責任あづさ監査法人) 入所 平成7年8月 朝日監査法人(現 有限責任あづさ 監査法人) 代表社員 平成9年5月 朝日監査法人(現 有限責任あづさ 監査法人) 長野事務所長 平成15年1月 朝日長野税理士法人 代表社員 あがたグローバル税理士法人 代表 社員 理事長(現任) あがたグローバルコンサルティング 株式会社代表取締役(現任) 平成29年6月 当社取締役(現任)	(注) 3	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
監査役 (常勤)		戸 澤 かない	昭和32年2月7日生	昭和55年4月 当社入社 平成14年10月 株式会社レディースニューヨーカー 取締役 (現 株式会社ダイドーフォワード) 平成17年10月 株式会社メンズニューヨーカー 代表取締役社長 (現 株式会社ダイドーフォワード) 平成18年10月 株式会社ニューヨーカー 取締役 (現 株式会社ダイドーフォワード) 平成19年5月 株式会社ダイナシティ 代表取締役社長 (現 株式会社ダイドーフォワード) 平成20年5月 株式会社ニューヨーカー 代表取締役社長 (現 株式会社ダイドーフォワード) 平成20年6月 当社取締役兼執行役員 平成24年4月 上海紐約克服装販売有限公司董事長 平成24年6月 当社取締役兼上席執行役員 平成25年6月 当社常務取締役兼上席執行役員 平成28年6月 当社取締役兼上席執行役員 平成29年6月 当社監査役(現任) 株式会社ニューヨーカー 監査役 (現 株式会社ダイドーフォワード) 株式会社ダイドーインターナショナル 監査役 (現 株式会社ダイドーフォワード) 株式会社ダイナシティ 監査役 (現 株式会社ダイドーフォワード) 株式会社ダイドーフォワード 監査役(現任) 平成30年1月 株式会社ダイドーフォワード 監査役(現任)	(注) 5	28
監査役		田 口 哲 朗	昭和25年2月7日生	昭和50年4月 弁護士登録 平成12年6月 当社社外監査役(現任)	(注) 4	—
監査役		武 田 昌 邦	昭和31年5月9日生	昭和61年4月 弁護士登録 平成23年6月 当社社外監査役(現任)	(注) 4	—
計						129

- (注) 1. 取締役 西岡和行、小林邦一の両氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役 田口哲朗、武田昌邦の両氏は、社外監査役であります。
 3. 取締役の任期は、平成30年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成31年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
 4. 監査役の任期は、平成27年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成31年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
 5. 監査役の任期は、平成29年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成33年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、法令の遵守に基づく企業倫理の重要性を認識するとともに、「お客様第一」「品質本位」の基本理念を通じて、企業価値の最大化を実現するために、的確かつ迅速に経営されるべきと考えております。

その実現のために、株主の皆様やお客様をはじめ、取引先、従業員等の各ステークホルダー（関係各位）との良好な関係を築くとともに、株主総会、取締役会、監査役会、会計監査人等、法律上の機能・制度の遵守に加え、社内体制の一層の改善を行い、コーポレート・ガバナンスの充実に努めております。

また、当社ホームページ（<http://www.daidoh-limited.com/>）において株主及び投資家の皆様への迅速かつ正確な情報の開示に努めるとともに、企業情報の共有化を進め、経営の透明性を高めております。なお、IR活動の一環として決算説明会等を開催しております。

② 企業統治の体制

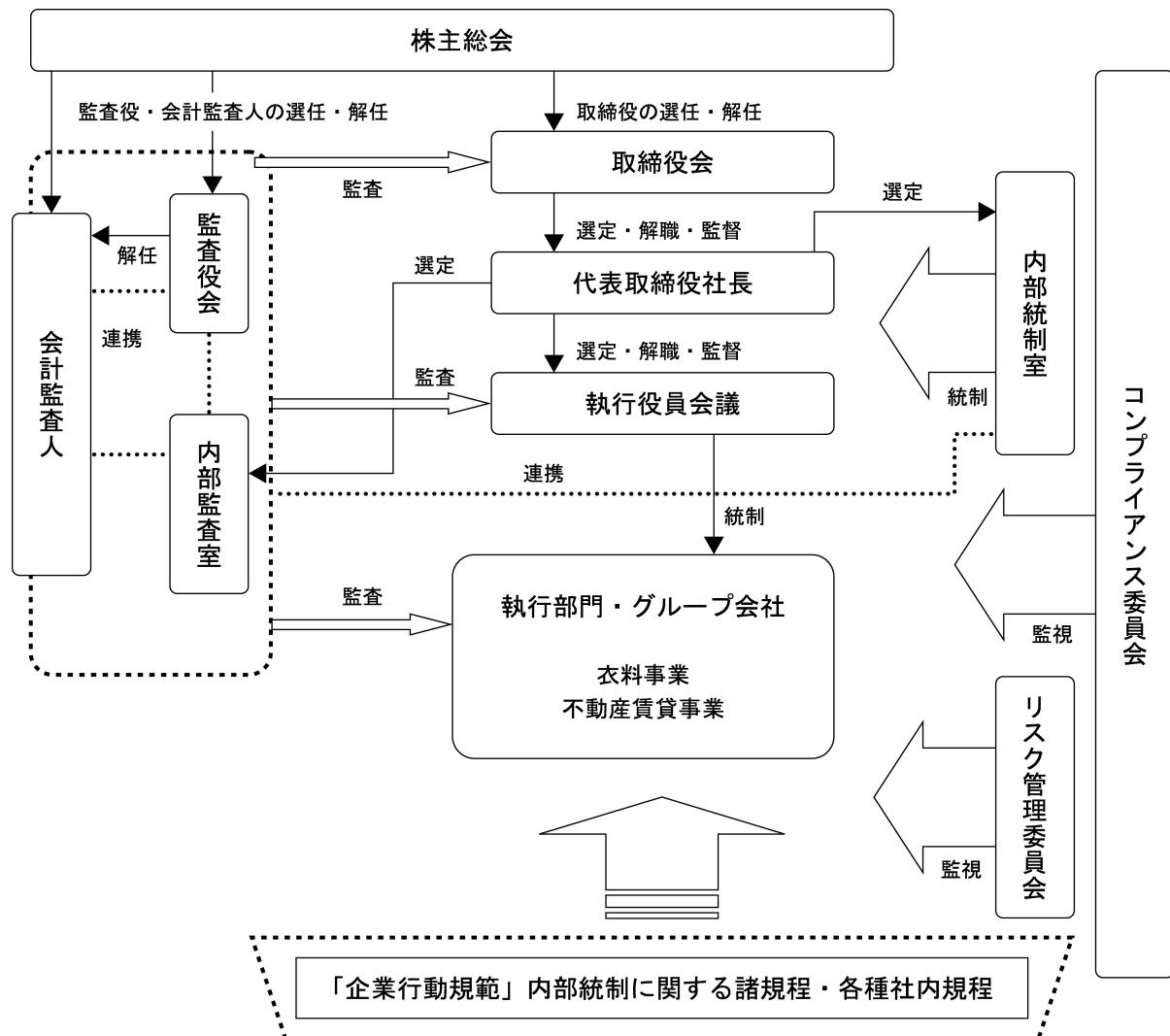
イ 企業統治の体制の概要

当社は、「お客様第一」「品質本位」の経営の基本方針を維持し、創業以来130年培ってきた“信用”をさらに高めるため「企業行動規範」を制定しております。また、当事業年度におきまして、当社は役職員の行動の拠り所となる「ダイドーフィロソフィー」について、中国及びイタリアの子会社を含む当社グループ会社の役職員に対し社内周知を実施いたしました。代表取締役社長は、それらの精神を当社グループすべての役職員に継続的に伝達し、法令遵守と公正で高い社会倫理観に基づく行動を促し、広く社会に信頼される企業活動を行うことを徹底しております。

当社は、監査役制度を採用しております。現在当社の取締役は6名（うち社外取締役2名）であり、取締役会においては、各取締役の独立性を確保し各々の判断により意見を述べております。監査役は3名（うち社外監査役2名）の体制で監査を行っております。

当社は、定例の取締役会を毎月1回開催し、重要事項の決定並びに取締役の職務執行状況の監督等を行うほか、機動的に意思決定を行なうため隨時臨時取締役会を開催しております。さらに、当社は社外取締役を選任し、取締役会による当社取締役の職務執行の監督機能を強化しております。

ダイドーリミテッドグループ コーポレート・ガバナンス体制の概略



ロ 企業統治の体制を採用する理由

当社は、事業ごとに子会社を設立しグループ企業経営を行っております。このため、機動的な意思決定が要請され、グループ企業の効率的な運営を図るため、上記の企業統治体制をとっております。

具体的には、平成30年3月期は17回の取締役会（臨時取締役会を含む）を開催しております。また、取締役・監査役・グループ各社の執行責任者及び管理部門の責任者により構成される執行役員会議を毎月開催し、各部門の状況・問題点等を把握し、監督・改善を行っております。

また、取締役会の決議事項以外の重要な申請・報告等の事項については、グループ共通の「稟議規程」により適切な管理・運用を行っております。

ハ 内部統制システムの整備の状況

内部統制システムは、業務の適法性と効率性を確保するための経営管理システムであり、インフラと管理手続きを整備し、総合的に機能することが必要と考えます。また、内部統制のシステム整備状況は、以下のとおりであります。

a. 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会は、代表取締役社長を委員長とする14名（社外委員を含む）で構成する、独立したコンプライアンス委員会を設置し、適切に運営しております。

なお、当事業年度は3回開催し、ここで内部統制の評価状況の報告を行いました。

当社は、コンプライアンス・ホットラインを設置・運営しており、これによって通報または告発しても、当該役員に不利益な扱いを行わない旨等の規程を制定しております。また、定期的にコンプライアンス体制を見直し、問題点の把握と改善を行っております。

さらに、社内のコンプライアンス意識の浸透と向上を図るべく、必要に応じ、社内セミナーの実施及び社内情報掲示板への掲載等によりその周知徹底を図っております。

b. 取締役の職務の執行に関わる情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理は、「規程管理規程」及び「文書管理規程」に従い、当該情報を議事録等文書又は電磁的媒体に記録・保存し、適切に管理しております。他の業務情報の管理も、同様に行っております。平成17年4月より施行されました個人情報の保護に関する法律について、全役員及び全従業員に継続的な啓発を行い、必要な措置をとっております。

c. 企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、業務及び財務報告の適正性の確保のみならず、内部統制の有効性を高めるため、当社グループ全体を対象に、内部統制室及び内部監査室を設置しております。内部統制室は、海外子会社への往査（中国2回、イタリア3回）を含め、所定のグループ会社5社に対し、内部統制全般の整備運用状況のテスト及び評価を行うとともに、対象会社と協力し、運用状況の改善に努めております。内部監査室は、この運用状況の評価を行い、結果として良好な統制状況を確認しております。

また海外子会社においては、地域の特性を考慮しながら同様の体制の整備・運用を行っております。

ニ リスク管理体制の整備の状況

取締役会は、「リスク管理及び管理委員会規程」を制定し、各部門担当取締役及び部門業務執行責任者13名により構成されるリスク管理委員会を設置運営し、リスクの管理を行っております。

リスク管理委員会は、全社的なリスクを総括的に管理しており、定期的に取締役会及び監査役に報告を行っております。

なお、当事業年度は3回開催し、ここで海外事業を含む各事業部門のリスク管理担当者からの報告を受け、リスクの自己評価を実施しました。

さらに、グループ各社においても個別にリスク管理委員会を設け、同様の活動を行い、危機管理についての情報共有を行っております。

また、取締役会は、定期的にリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努めております。

ホ 反社会的勢力に対する当社の対応

反社会的勢力に対しては、取引関係を含めて一切の関係を持たず、反社会的勢力からの不当要求に対しては、組織全体として毅然とした対応をとります。

また、反社会的勢力に関する情報収集の為、警視庁管内特殊暴力防止対策連合会（特防連）及びその下部組織である万世橋地区特殊暴力防止対策協議会（地区特防協）に加盟し、定期的な研修会及び情報交換会等に参加しております。

③ 内部監査及び監査役監査

取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを認知したときは、法令及び社内規程に基づき直ちに監査役に報告することとしております。

監査役は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、執行役員会議等の会議に出席し、必要に応じて意見を述べております。

監査役は、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求め、適時に事業場・子会社等への往査を行っております。

監査役は、代表取締役と定期的に会合を持ち意思疎通をはかっております。

監査役は、当社の会計監査人から会計監査内容について説明を受けるとともに、情報の交換を密にして相互の連携をはかっております。

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、監査役を補助すべき使用人を指名することとしております。

監査役が指定する補助すべき期間中、指名された使用人は、取締役の指揮命令は受けず、指揮権は監査役にあります。

常勤監査役戸澤かない氏は、当社グループの衣料事業及び不動産賃貸事業の各会社の責任者を務め、グループ行動規範の推進と行動規範に則った業務改革を担当する等、当社グループの事業領域において豊富な経験と実績並びに幅広い知識と見識を有しております。

内部監査室（人員1名）は、代表取締役社長に直属し、内部統制室その他の監査関係者と連携して内部統制評価を実施し、定期的に内部監査報告書を代表取締役社長に提出しております。

④ 社外取締役及び社外監査役

当社の社外取締役は2名、社外監査役は2名であります。

当社は、コーポレート・ガバナンスにおいて、外部からの客観的、中立の経営監視の機能が重要と考えております。

社外取締役西岡和行氏は、他社の取締役を経験しており、当社の事業領域において豊富な経験と実績並びに幅広い知識と見識を有しております。これらの経験と実績に基づき、当社の持続的な成長と中長期にわたる企業価値向上の実現にむけた経営の監督を目的として引き続き選任しております。

社外取締役小林邦一氏は、公認会計士及び税理士としての活動による豊富な経験と実績並びに幅広い知識と見識を有し、事業法人の代表者として経営にも携わっております。これらの経験と実績に基づき、当社の持続的な成長と中長期にわたる企業価値向上の実現にむけた経営の監督を目的として引き続き選任しております。

社外監査役田口哲郎氏及び武田昌邦氏は、弁護士としての専門的見地から職務を適切に遂行することができると判断し、社外監査役2名による経営の監視を行うことを目的として選任しております。

社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する特段の基準及び方針は定めておりませんが、選任にあたっては証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準等を参考にしております。

当社は、社外取締役西岡和行氏及び小林邦一氏、社外監査役田口哲郎氏及び武田昌邦氏を株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

当社と社外取締役西岡和行氏及び小林邦一氏、社外監査役田口哲朗氏及び武田昌邦氏との間には、人的関係、資本的関係又は取引関係等の面で重要な利害関係はありません。

社外取締役小林邦一氏は、あがたグローバル税理士法人の理事長及びあがたグローバルコンサルティング株式会社の代表取締役でありますが、当社と同法人及び同社との間には重要な利害関係はありません。

社外監査役田口哲朗氏は、大手町法律事務所所属の弁護士でありますが、当社と同事務所との間には重要な利害関係はありません。

社外監査役武田昌邦氏は、新千代田総合法律事務所所属の弁護士であります。当社は同事務所に主にコンプライアンスに関する助言・指導及び内部通報制度に係る業務を委託しており、年間3百万円の取引が存在しております。

なお、当社と社外取締役及び社外監査役とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低限度額としております。

⑤ 役員の報酬等

イ 提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	株式報酬型 ストック オプション による報酬	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	85	68	11	5	—	6
監査役 (社外監査役を除く。)	15	13	1	—	—	3
社外役員	26	23	3	—	—	5

(注) 報酬限度額（株主総会の決議による限度額）

基本報酬 株式報酬型
 ストック
 オプション

取締役 : 年額 180百万円 40百万円 (ハ. に該当する金額は含まない)
監査役 : 年額 60百万円 10百万円

ロ 提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

ハ 使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

総額(百万円)	対象となる役員の 員数(名)	内容
16	4	執行役員報酬規程による使用人としての給与であります。

ニ 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

株主総会において決定した役員報酬総額の範囲内で、取締役報酬規程、監査役報酬規程によりそれぞれ個別報酬を決定しております。

⑥ 株式の保有状況

当社及び連結子会社のうち、投資株式の貸借対照表計上額（投資株式計上額）が最も大きい会社（最大保有会社）である当社について、以下の通りであります。

イ 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

銘柄数 17銘柄

貸借対照表計上額の合計額 2,884百万円

ロ 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

(前連結会計年度)

特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
㈱ソト一	1,425,800	1,609	資本・業務提携関係の構築のための政策投資
㈱三越伊勢丹ホールディングス	444,891	543	取引先としての関係を維持・強化するための政策投資
MS & AD インシュアランス グループホールディングス㈱	138,800	491	協力関係を維持・強化するための政策投資
㈱千趣会	336,000	269	取引先としての関係を維持・強化するための政策投資
㈱コナカ	220,000	134	取引先としての関係を維持・強化するための政策投資
日本毛織㈱	150,000	131	取引先としての関係を維持・強化するための政策投資
前田建設工業㈱	15,000	14	取引先としての関係を維持・強化するための政策投資
エイチ・ツー・オー リテイリング㈱	6,121	10	取引先としての関係を維持・強化するための政策投資
㈱高島屋	8,487	8	取引先としての関係を維持・強化するための政策投資
㈱丸栄	14,630	1	取引先としての関係を維持・強化するための政策投資

(当連結会計年度)

特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
㈱ソトー	1,295,000	1,357	資本・業務提携関係の構築のための政策投資
㈱三越伊勢丹ホールディングス	443,489	520	取引先としての関係を維持・強化するための政策投資
MS & AD インシュアランス グループホールディングス㈱	138,800	465	協力関係を維持・強化するための政策投資
㈱千趣会	336,000	199	取引先としての関係を維持・強化するための政策投資
日本毛織㈱	150,000	156	取引先としての関係を維持・強化するための政策投資
㈱コナカ	220,000	128	取引先としての関係を維持・強化するための政策投資
前田建設工業㈱	15,000	18	取引先としての関係を維持・強化するための政策投資
エイチ・ツー・オー リテイリング㈱	6,121	11	取引先としての関係を維持・強化するための政策投資
東海倉庫㈱	200,000	9	取引先としての関係を維持・強化するための政策投資
㈱高島屋	9,125	9	取引先としての関係を維持・強化するための政策投資

みなし保有株式

該当事項はありません。

ハ 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

⑦ 会計監査の状況

会計監査人は、新日本有限責任監査法人と監査契約を結び正しい経営情報を提供し、公正不偏な立場から監査が実施される環境を整備しております。

業務を執行した公認会計士の氏名、所属する監査法人名及び継続監査

公認会計士の氏名等		所属する監査法人名
業務執行社員	日 高 真 理 子	新日本有限責任監査法人
	吉 岡 昌 樹	

※ 継続監査については、全員 7 年以内であるため、記載を省略しております。

※ 同監査法人はすでに自主的に業務執行社員について、当社の会計監査に一定期間を超えて関与することのないよう措置をとっております。

監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 16 名 その他 19 名

責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、監査受嘱者に悪意または重大な過失があった場合を除き、監査受嘱者の会計監査人としての在職中に報酬その他の職務執行の対価として監査委嘱者から受け、又は受けるべき財産上の利益の額の事業年度ごとの合計額のうち最も高い額に2を乗じて得た額のいずれか高い額をもって、監査委嘱者に対する損害賠償責任の限度としております。

⑧ 取締役会で決議できる株主総会決議事項

イ 自己株式の取得

当社は、機動的な資本政策等の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議により、市場取引等による自己株式の取得を行うことができる旨を定款で定めております。

ロ 中間配当

当社は、株主への柔軟な利益還元を可能とするため、取締役会の決議により、毎年9月30日の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる旨を定款で定めております。

⑨ 取締役の定数

当社の取締役は8名以内とする旨を定款で定めております。

⑩ 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款で定めております。

また、取締役の選任決議は累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。

⑪ 取締役の解任の決議要件

当社は、取締役を解任する場合におけるその決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めております。

⑫ 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う旨を定款で定めております。

これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	48	48	48	23
連結子会社	—	—	—	—
合計	48	48	48	23

② 【その他重要な報酬の内容】

(前連結会計年度)

当社の連結子会社であるPontetorto S.p.A.は、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属しているEY S.p.A.に対し、監査証明業務等に基づく報酬として13百万円を支払っております。

(当連結会計年度)

当社の連結子会社であるPontetorto S.p.A.は、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属しているEY S.p.A.に対し、監査証明業務等に基づく報酬として13百万円を支払っております。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(前連結会計年度)

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、海外子会社取得に伴う連結財務報告体制構築に係る助言業務であります。

(当連結会計年度)

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、海外子会社取得に伴う連結財務報告体制構築に係る助言業務であります。

④ 【監査報酬の決定方針】

該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等について的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	4,502	3,474
受取手形及び売掛金	2,767	※5 2,955
商品及び製品	3,047	2,713
仕掛品	1,204	1,273
原材料及び貯蔵品	390	557
繰延税金資産	244	211
その他	1,235	1,720
貸倒引当金	△63	△78
流動資産合計	13,328	12,828
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	40,535	39,247
減価償却累計額	△32,956	△32,975
減損損失累計額	△283	△145
建物及び構築物（純額）	7,295	6,126
機械装置及び運搬具	1,807	1,917
減価償却累計額	△1,460	△1,578
減損損失累計額	△164	△183
機械装置及び運搬具（純額）	182	154
土地	475	463
リース資産	361	351
減価償却累計額	△193	△249
リース資産（純額）	167	102
建設仮勘定	110	224
その他	1,409	1,258
減価償却累計額	△1,098	△1,030
減損損失累計額	△44	△35
その他（純額）	266	192
有形固定資産合計	※1 8,498	※1 7,263
無形固定資産		
ソフトウエア	71	168
リース資産	242	125
のれん	928	919
その他	2,141	2,145
無形固定資産合計	3,385	3,358
投資その他の資産		
投資有価証券	※2 17,438	※2 16,522
繰延税金資産	1,163	1,459
その他	2,308	1,917
貸倒引当金	△237	△238
投資その他の資産合計	20,672	19,660
固定資産合計	32,556	30,283
資産合計	45,885	43,111

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	1,939	1,869
短期借入金	4,225	5,767
1年内返済予定の長期借入金	1,118	2,718
リース債務	190	131
未払法人税等	1,174	96
預り金	784	2,266
賞与引当金	136	116
ポイント引当金	46	40
その他	※1 2,243	※1 1,816
流動負債合計	11,857	14,822
固定負債		
長期借入金	※1 8,032	※1 5,139
リース債務	240	113
長期預り保証金	※1 4,223	※1 2,638
繰延税金負債	556	554
退職給付に係る負債	258	268
その他	1,021	632
固定負債合計	14,333	9,347
負債合計	26,191	24,170
純資産の部		
株主資本		
資本金	6,891	6,891
資本剰余金	8,509	8,145
利益剰余金	5,925	5,901
自己株式	△3,866	△3,651
株主資本合計	17,460	17,286
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	△448	△920
為替換算調整勘定	1,742	1,922
その他の包括利益累計額合計	1,294	1,001
新株予約権	136	162
非支配株主持分	801	490
純資産合計	19,693	18,941
負債純資産合計	45,885	43,111

② 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
売上高	21,408	27,272
売上原価	※1 10,587	※1 14,447
売上総利益	10,821	12,825
販売費及び一般管理費	※2 12,159	※2 13,143
営業損失 (△)	△1,337	△318
営業外収益		
受取利息	326	312
受取配当金	148	145
受取手数料	—	88
補助金収入	78	—
その他	155	265
営業外収益合計	709	812
営業外費用		
支払利息	213	198
持分法による投資損失	406	379
為替差損	123	61
支払手数料	—	108
その他	76	131
営業外費用合計	820	879
経常損失 (△)	△1,448	△384
特別利益		
固定資産売却益	※3 1,519	※3 952
投資有価証券売却益	308	0
建設協力金精算益	—	195
その他	—	56
特別利益合計	1,827	1,204
特別損失		
固定資産除売却損	※5 15	※5 51
減損損失	※4 188	※4 43
特別退職金	—	※7 317
事業構造改善費用	※6 820	—
その他	—	64
特別損失合計	1,024	476
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失 (△)	△645	344
法人税、住民税及び事業税	1,252	338
法人税等調整額	△367	△302
法人税等合計	884	36
当期純利益又は当期純損失 (△)	△1,530	307
非支配株主に帰属する当期純損失 (△)	△8	△21
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失 (△)	△1,521	329

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
当期純利益又は当期純損失 (△)	△1,530	307
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△625	△472
為替換算調整勘定	△292	369
持分法適用会社に対する持分相当額	△7	△171
その他の包括利益合計	※1 △925	※1 △273
包括利益	△2,455	34
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	△2,440	38
非支配株主に係る包括利益	△15	△4

③ 【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

(単位:百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	6,891	8,565	7,801	△3,917	19,340
当期変動額					
剰余金の配当			△353		△353
親会社株主に帰属する当期純損失(△)			△1,521		△1,521
自己株式の処分		△33		51	17
自己株式の取得				△0	△0
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		△22			△22
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					—
当期変動額合計	—	△55	△1,875	51	△1,879
当期末残高	6,891	8,509	5,925	△3,866	17,460

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	177	2,014	2,192	128	53	21,715
当期変動額						
剰余金の配当						△353
親会社株主に帰属する当期純損失(△)						△1,521
自己株式の処分						17
自己株式の取得						△0
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動						△22
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△625	△272	△897	8	748	△141
当期変動額合計	△625	△272	△897	8	748	△2,021
当期末残高	△448	1,742	1,294	136	801	19,693

当連結会計年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

(単位:百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	6,891	8,509	5,925	△3,866	17,460
当期変動額					
剩余金の配当			△354		△354
親会社株主に帰属する当期純利益			329		329
自己株式の処分		△108		214	106
自己株式の取得				△0	△0
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		△255			△255
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					—
当期変動額合計	—	△363	△24	214	△173
当期末残高	6,891	8,145	5,901	△3,651	17,286

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	△448	1,742	1,294	136	801	19,693
当期変動額						
剩余金の配当						△354
親会社株主に帰属する当期純利益						329
自己株式の処分						106
自己株式の取得						△0
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動						△255
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△472	179	△293	26	△311	△578
当期変動額合計	△472	179	△293	26	△311	△752
当期末残高	△920	1,922	1,001	162	490	18,941

④ 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失(△)	△645	344
減価償却費	1,617	1,669
減損損失	188	43
のれん償却額	—	95
賞与引当金の増減額(△は減少)	△33	△19
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△6	16
受取利息及び受取配当金	△474	△457
支払利息	213	198
持分法による投資損益(△は益)	406	379
為替差損益(△は益)	△8	18
固定資産除売却損益(△は益)	△1,508	△904
投資有価証券売却損益(△は益)	△308	△0
事業構造改善費用	820	—
特別退職金	—	317
売上債権の増減額(△は増加)	271	△114
たな卸資産の増減額(△は増加)	370	200
その他の流動資産の増減額(△は増加)	△70	26
仕入債務の増減額(△は減少)	199	△166
預り保証金の増減額(△は減少)	△823	△1,438
その他の流動負債の増減額(△は減少)	79	626
その他	△79	193
小計	207	1,027
利息及び配当金の受取額	491	479
利息の支払額	△180	△175
法人税等の還付額	169	152
法人税等の支払額	△845	△2,106
事業構造改善費用の支払額	△613	—
特別退職金の支払額	—	△253
営業活動によるキャッシュ・フロー	△770	△876
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△2,796	△446
有形固定資産の売却による収入	3,168	1,350
投資有価証券の取得による支出	△305	△197
投資有価証券の売却による収入	459	2
関係会社株式の取得による支出	※2 △2,081	—
その他	72	50
投資活動によるキャッシュ・フロー	△1,482	758

	(単位：百万円)	
	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（△は減少）	825	1,496
長期借入れによる収入	3,500	—
長期借入金の返済による支出	△1,150	△1,293
配当金の支払額	△353	△354
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出	△46	△557
その他	△203	△222
財務活動によるキャッシュ・フロー	2,571	△930
現金及び現金同等物に係る換算差額	△197	20
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	119	△1,027
現金及び現金同等物の期首残高	4,382	4,502
現金及び現金同等物の期末残高	※1 4,502	※1 3,474

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社 10社

主要な連結子会社は「第1企業の概況 4(関係会社の状況)」に記載のとおりであります。

従来、連結子会社であった株式会社ニューヨーカー及び株式会社ダイドーアイナショナルは、平成30年1月1日付で株式会社ダイドーフォワード(同日付で株式会社ダイナシティより社名を変更しております。)に吸収合併されたため、連結の範囲から除外しております。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社 有限会社千代田工業

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、いずれも小規模であり、総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社数 1社

株式会社ブルックス ブラザーズ ジャパン

(2) 持分法を適用していない非連結子会社(有限会社千代田工業他)は、それぞれ当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、大都利美特(中国)投資有限公司等の中国所在の7社、Pontetorto S.p.A.及びその子会社1社の決算日は12月31日であります。

持分法適用会社の株式会社ブルックスブラザーズジャパンの決算日は7月31日でありますが、1月31日現在で本決算に準じて実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。

その他の連結子会社は連結財務諸表提出会社と同じ決算日であります。

4 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格に基づく時価法

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

② デリバティブ

時価法

③ たな卸資産

主として総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

なお、一部連結子会社については売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

当社本社ビル及び賃貸固定資産の一部は定額法、その他は定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

また、在外連結子会社については当該国の会計基準の規定による定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 10年～50年

機械装置及び運搬具 10年～20年

その他 5年～20年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、ソフトウェアの償却年数は5年（社内における利用可能期間）、商標権は20年、特許権は10年、他の無形固定資産は11年であります。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ ポイント引当金

販売促進を目的とするポイント制度に基づき、顧客に付与したポイントの将来の使用に備えるため、当連結会計年度末において将来使用されると見込まれる額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、発生時に一括費用処理しております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算しております。換算差額は、純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしているため特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段-----金利スワップ

ヘッジ対象-----借入金の利息

③ ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップについては、特例処理の要件に該当すると判定される場合にはその判定をもって有効性の判定に代えることができることから、有効性の評価を省略しております。

(7) のれんの償却方法および償却期間

のれんの償却については、10年間の均等償却を行っております。

(8) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、隨時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(9) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 平成30年3月30日 企業会計基準委員会）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日 企業会計基準委員会）

(1) 概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、平成26年5月に「顧客との契約から生じる収益」（IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606）を公表しており、IFRS第15号は平成30年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は平成29年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出发点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

平成34年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(表示方法の変更)

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度において、「投資その他の資産」の「長期貸付金」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度においては「その他」に含めて表示しております。

この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「投資その他の資産」に表示していた「長期貸付金」308百万円、「その他」2,000百万円は、「その他」2,308百万円として組み替えております。

前連結会計年度において、「流動負債」の「その他」に含めていた「預り金」は、負債及び純資産の総額の100分の5を超えたため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。

この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動負債」の「その他」に表示しておりました3,027百万円は、「預り金」784百万円、「その他」2,243百万円として組み替えております。

前連結会計年度において、「固定負債」の「長期前受金」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度においては「その他」に含めて表示しております。

この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「固定負債」に表示していた「長期前受金」342百万円、「その他」679百万円は、「その他」1,021百万円として組み替えております。

(追加情報)

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

当社は、従業員への福利厚生を目的として、受給権を付与された従業員に信託を通じて自社の株式を交付する取引を行っております。

(1) 取引の概要

本制度は、あらかじめ当社が定めた株式給付規定に基づき、当社グループの従業員が退職した時点で当該退職者に対し当社株式又は当社株式の時価相当の金銭（以下、「当社株式等」といいます。）を給付する仕組みです。当社は、当社グループの従業員の中から業績や成果に応じて「業績ポイント」（1ポイントを1株とします。）を付与するものを選定します。従業員の退職時には累積した「業績ポイント」に相当する当社株式等を給付します。退職者に対し給付する株式等については、あらかじめ信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。

(2) 信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する会計処理

「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号）第20項を適用し、従来採用していた方法を継続しております。

(3) 信託が保有する自社の株式に関する事項

信託が保有する当社株式の信託における帳簿価額は、前連結会計年度1,797万円、当連結会計年度1,577万円で、株主資本において自己株式として計上しております。

また、当該株式の期末株式数は、前連結会計年度1,725,500株、当連結会計年度1,514,100株、期中平均株式数は、前連結会計年度1,728,700株、当連結会計年度1,651,415株であり、1株当たり情報の算出上、控除する自己株式に含めております。

(連結貸借対照表関係)

※1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
建物及び構築物	5,375百万円	4,476百万円
機械装置及び運搬具	6百万円	4百万円
土地	54百万円	54百万円
その他	162百万円	124百万円
計	5,598百万円	4,659百万円

担保付債務は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
長期預り保証金等	2,585百万円	399百万円
長期借入金	3,500百万円	2,857百万円

※2 非連結子会社及び関連会社に対するものは次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
投資その他の資産		
投資有価証券(株式)	2,372百万円	1,809百万円

※3 保証債務

連結会社以外の会社の金融機関等から借入に対して、次のとおり債務保証を行っております。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
株式会社ブルックス ブラザーズ ジャパン	一千万円	1,000百万円

※4 偶発債務

連結子会社である株式会社ダイドーフォワード（以下「同社」）は、辰野株式会社より、平成28年3月18日付で、請求金額1億9百万円の不当利得返還請求訴訟の提起を受けました。

今後の訴訟の推移によっては、当社の経営成績に影響を及ぼす可能性があるものの、現時点では合理的に予測することは困難であります。同社は、支払責任を負う理由はなく、辰野株式会社の請求は根拠のないものと認識しており、同社の正当性を明らかにする所存であります。

※5 期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。

なお、連結会計年度末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が、期末残高に含まれております。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
受取手形	一千万円	6百万円

(連結損益計算書関係)

※1 通常の販売目的で保有する棚卸資産の収益性の低下による簿価切下額

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
売上原価	256百万円	195百万円

※2 販売費及び一般管理費のうち主要なものは次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
従業員給料手当	2,821百万円	3,008百万円
賃借料	1,345百万円	1,379百万円
歩合家賃	2,464百万円	2,297百万円
手数料	1,848百万円	2,118百万円
広告宣伝費	321百万円	417百万円
退職給付費用	45百万円	66百万円
貸倒引当金繰入額	16百万円	24百万円
賞与引当金繰入額	200百万円	271百万円
ポイント引当金繰入額	32百万円	30百万円

※3 固定資産売却益の内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
有形固定資産		
建物及び構築物	628百万円	515百万円
機械装置及び運搬具	0百万円	1百万円
土地	890百万円	435百万円
その他	0百万円	0百万円
計	1,519百万円	952百万円

※4 減損損失

前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

前連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失(百万円)
神奈川	店舗	建物等	67
東京	店舗、事務所	建物等	55
埼玉	店舗	建物等	20
北海道	店舗	建物等	18
大分	店舗	建物等	14
宮崎	店舗	建物等	10
その他	店舗他	建物等	2

当社グループは、基本的に事業又は店舗別にグルーピングを行っております。なお、遊休資産等につきましては個別の物件ごとグルーピングを行っております。

営業活動から生ずる損益が継続してマイナスである、もしくは店舗の撤退が確定している資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当期減少額を減損損失として計上いたしました。

なお、回収可能価額は正味売却価額により測定し、正味売却価額は売却が困難であるためゼロとしております。

当連結会計年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失(百万円)
神奈川	店舗	建物等	19
栃木	店舗	建物等	8
中国 安徽省	工場	建物等	13
イタリア トスカーナ州	工場	特許権等	1

当社グループは、基本的に事業又は店舗別にグルーピングを行っております。なお、遊休資産等につきましては個別の物件ごとグルーピングを行っております。

営業活動から生ずる損益が継続してマイナスである、もしくは店舗の撤退が確定している資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当期減少額を減損損失として計上いたしました。

なお、回収可能価額は正味売却価額により測定し、正味売却価額は売却が困難であるためゼロとしております。

※5 固定資産除売却損の内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
有形固定資産		
建物及び構築物	13百万円	51百万円
機械装置及び運搬具	1百万円	0百万円
リース資産	一百万円	0百万円
その他	0百万円	一百万円
計	15百万円	51百万円

※6 事業構造改善費用

前連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

連結子会社である大同利美特（上海）有限公司の一部の工場の操業停止に伴う人員削減による特別退職金613百万円、たな卸資産評価損178百万円および生産設備等の減損により発生した費用28百万円であります。

なお、事業構造改善費用に含まれる減損損失の内容は次の通りであります。

場所	用途	種類	減損損失(百万円)
中華人民共和国上海市	工場	建物等	28

工場の一部操業停止に伴い処分を決定した生産設備等を回収可能価額まで減額し、当該減少額を「事業構造改善費用」として特別損失に計上いたしました。なお回収可能価額は正味売却価額により測定し、資産の見積処分価額等により算定、あるいは売却が困難な資産についてはゼロとしております。

当連結会計年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

該当事項はありません。

※7 特別退職金

前連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

連結子会社間の合併を行なうにあたり、経営効率化のためにグループ国内各社の本社機能の一部を統合し、業務体制を再構築することに伴い実施したものであります。

(連結包括利益計算書関係)

※1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	△274	△483
組替調整額	△308	△0
税効果調整前	△583	△484
税効果額	△42	11
その他有価証券評価差額金	△625	△472
為替換算調整勘定		
当期発生額	△292	369
組替調整額	—	—
為替換算調整勘定	△292	369
持分法適用会社に対する持分相当額		
当期発生額	△7	△171
その他の包括利益合計	△925	△273

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	37,696,897	—	—	37,696,897

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	4,060,612	165	55,200	4,005,577

(注) 1. 当社は、「株式給付信託（J-E S O P）」導入に伴い、平成21年4月1日付で自己株式428,500株及び平成24年12月13日付で自己株式1,500,000株を資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）へ拠出しております。なお、自己株式数については、平成29年3月31日現在において信託E口が所有する当社株式1,725,500株を自己株式数に含めております。

2. (変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次の通りであります。

単元未満株式の買取請求による増加

165株

減少数の主な内訳は、次の通りであります。

ストック・オプション行使による減少

47,200株

株式給付信託（J-E S O P）給付による減少

8,000株

3. 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(百万円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	平成17年新株予約権	普通株式	5,000	—	—	—	—
	ストックオプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	136
合計			5,000	—	—	—	136

(注) 平成17年新株予約権につきましては、会社法の施行日前に付与されたストックオプションであるため、残高はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年6月29日定時株主総会	普通株式	353	10.00	平成28年3月31日	平成28年6月30日

(注) 平成28年6月29日定時株主総会決議による配当金の総額には、資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）が保有する自社の株式に対する配当金17百万円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成29年6月29日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	354	10.00	平成29年3月31日	平成29年6月30日

(注) 平成29年6月29日定時株主総会決議による配当金の総額には、資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）が保有する自社の株式に対する配当金17百万円が含まれております。

当連結会計年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	37,696,897	—	—	37,696,897

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	4,005,577	6	211,400	3,794,183

(注) 1. 当社は、「株式給付信託（J-E S O P）」導入に伴い、平成21年4月1日付で自己株式428,500株及び平成24年12月13日付で自己株式1,500,000株を資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）へ拠出しております。なお、自己株式数については、平成30年3月31日現在において信託E口が所有する当社株式1,514,100株を自己株式数に含めております。

2. (変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次の通りであります。

単元未満株式の買取請求による増加

6株

減少数の主な内訳は、次の通りであります。

株式給付信託（J-E S O P）給付による減少

211,400株

3. 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(百万円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	ストックオプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	162
合計			—				162

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成29年6月29日定時株主総会	普通株式	354	10.00	平成29年3月31日	平成29年6月30日

(注) 平成29年6月29日定時株主総会決議による配当金の総額には、資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）が保有する自社の株式に対する配当金17百万円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成30年6月28日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	354	10.00	平成30年3月31日	平成30年6月29日

(注) 平成30年6月28日定時株主総会決議による配当金の総額には、資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）が保有する自社の株式に対する配当金15百万円が含まれております。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目的金額との関係

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
現金及び預金	4,502百万円	3,474百万円
現金及び現金同等物	4,502百万円	3,474百万円

※2 株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳

前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

株式の取得により新たにPontetorto S.p.A. 及びその子会社1社を連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びにPontetorto S.p.A. 株式の取得価額とPontetorto S.p.A. 取得のための支出(純増)との関係は次のとおりです。なお、次の金額は、「企業結合等関係」の「1.企業結合に係る暫定的な処理の確定」に記載の見直しに伴い、当該見直し反映後のものを記載しております。

流動資産	2,417百万円
固定資産	2,411〃
のれん	928〃
流動負債	△1,522〃
固定負債	△1,053〃
為替換算調整勘定	△136〃
非支配株主持分	△788〃
株式の取得価額	2,256百万円
現金及び現金同等物	△175〃
差引：取得のための支出	2,081百万円

当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

該当事項はありません。

(リース取引関係)

ファイナンス・リース取引

(借主側)

(1) リース資産の内容

有形固定資産

主として、サーバー、パソコン、コピー機であります。

無形固定資産

主として、ソフトウェアであります。

(2) リース資産の減価償却の方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零として算定する方法によっております。

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については相当期間内に換金可能なものに限定しており、運用対象は安全性の高い金融資産としております。

また、資金調達については銀行等金融機関からの借入によっております。

デリバティブ取引は、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、海外で事業を行うにあたり生じる外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券は、業務上の関係を有する企業の株式、余剰資金運用のために保有する債券等であり、市場価格の変動リスク等に晒されております。

営業債務である買掛金は、ほとんど1年以内の支払期日であります。その一部には、原材料等の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。借入金の使途は主として運転資金や設備投資であり、償還日は決算日後最長4年であります。これらは金利の変動リスクに晒されており、借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を行い、支払利息の固定化をしております。長期預り保証金は、不動産賃貸事業における預り保証金であります。営業債務、借入金、長期預り保証金は流動性リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引及び借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項(5)重要なヘッジ会計の方法」」をご参照下さい。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、与信管理規程に従い、受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクについて主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

債券は、資金運用管理規程に従い、格付の高い債券のみを対象としているため、信用リスクは僅少であります。

デリバティブ取引の契約先は、信用度の高い金融機関であるため、相手先の契約不履行による信用リスクはほとんどないと判断しております。

② 市場リスクの管理

有価証券及び投資有価証券については、定期的に市況や発行体の財務状況等を把握しております。

借入金については、随時市場金利の動向を監視しております。

外貨建ての営業債権債務については、通常の営業過程における輸出入取引の為替相場の変動によるリスクを軽減するとともに、製品、商品、原材料の取引価格を早期に確定させるため為替予約取引を行っております。

デリバティブ取引については、内部管理規程に従い、外貨建て決済に必要な先物為替予約取引及び借入金に係る金利スワップ取引を実際の取引の範囲内で行うこととし、それらの各事業部門の責任者が承認しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各事業部門からの報告に基づき適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより、流動性リスクを管理しております。

財務制限条項については、各事業部門からの報告に基づき適時に損益計画を作成・更新して管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

また、「デリバティブ取引関係」注記におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません ((注2)を参照ください。)。

前連結会計年度（平成29年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	4,502	4,502	—
(2) 受取手形及び売掛金	2,767	2,767	—
(3) 投資有価証券 その他有価証券	14,984	14,984	—
資産計	22,253	22,253	—
(1) 短期借入金	4,225	4,225	—
(2) 長期借入金 (1年内返済予定を含む)	9,150	9,298	148
(3) 長期預り保証金 (1年内償還予定を含む)	4,826	4,972	146
負債計	18,201	18,496	295
デリバティブ取引 (※) ヘッジ会計が適用されて いないもの	(2)	(2)	—

(※) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については()で示しております。

当連結会計年度（平成30年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	3,474	3,474	—
(2) 受取手形及び売掛金	2,955	2,955	—
(3) 投資有価証券 その他有価証券	14,676	14,676	—
資産計	21,106	21,106	—
(1) 短期借入金	5,767	5,767	—
(2) 預り金 (※1)	2,448	2,458	9
(3) 長期借入金 (1年内返済予定を含む)	7,857	7,945	88
(4) 長期預り保証金 (1年内償還予定を含む)	2,668	2,677	8
負債計	18,740	18,848	107
デリバティブ取引 (※2) ヘッジ会計が適用されて いないもの	3	3	—

(※1) 長期預り金181百万円が含まれております。

(※2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については()で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、並びに、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

投資有価証券の時価につきましては、株式及び債券ともに取引所の価格によっております。

負債

(1) 短期借入金

短期借入金につきましては、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 預り金

預り金のうち、金利が固定のものは、将来キャッシュ・フローを国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しております。それ以外のものは、短期間で返還されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金（1年内返済予定を含む）

長期借入金にのうち、金利が一定期間ごとに更改される条件によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額にほぼ等しいと考えられるため、当該帳簿価額によっております。それ以外のものは、将来キャッシュ・フローを国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しております。

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(4) 長期預り保証金（1年内返還予定を含む）

長期預り保証金の時価につきましては、将来キャッシュ・フローを国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引の時価につきましては、取引金融機関から提示された価格等によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額

(単位：百万円)

区分	平成29年3月31日	平成30年3月31日
投資有価証券		
非上場株式	2,454	1,845

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度（平成29年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金				
預金	4,488	—	—	—
受取手形及び売掛金	2,767	—	—	—
投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
債券				
国債・地方債等	—	—	7,671	1,458
合計	7,256	—	7,671	1,458

当連結会計年度（平成30年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金				
預金	3,474	—	—	—
受取手形及び売掛金	2,955	—	—	—
投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
債券				
国債・地方債等	—	5,638	1,771	1,381
合計	6,430	5,638	1,771	1,381

(注4) 長期借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度（平成29年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	4,225	—	—	—	—	—
長期借入金	1,118	2,718	1,893	3,018	403	—
長期預り保証金	561	561	561	233	—	—
合計	5,904	3,279	2,454	3,251	403	—

当連結会計年度（平成30年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	5,767	—	—	—	—	—
長期借入金	2,718	1,718	3,018	403	—	—
預り金	561	181	—	—	—	—
合計	9,046	1,899	3,018	403	—	—

(有価証券関係)

1. 売買目的有価証券

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券

該当事項はありません。

3. その他有価証券

前連結会計年度（平成29年3月31日）

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を 超えるもの			
① 株式	3,776	2,388	1,387
② 債券	—	—	—
国債・地方債等			
小計	3,776	2,388	1,387
連結貸借対照表計上額が取得原価を 超えないもの			
① 株式	1,101	1,303	△201
② 債券	10,106	11,740	△1,634
国債・地方債等			
小計	11,207	13,043	△1,835
合計	14,984	15,432	△448

(注) 非上場株式（連結貸借対照表計上額81百万円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当連結会計年度（平成30年3月31日）

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を 超えるもの			
① 株式	4,335	2,736	1,599
② 債券	—	—	—
国債・地方債等			
小計	4,335	2,736	1,599
連結貸借対照表計上額が取得原価を 超えないもの			
① 株式	859	1,152	△292
② 債券	9,481	11,720	△2,238
国債・地方債等			
小計	10,340	12,872	△2,531
合計	14,676	15,608	△932

(注) 非上場株式（連結貸借対照表計上額36百万円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

4. 連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

区分	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
① 株式	459	308	—
② 債券	—	—	—
国債・地方債等	—	—	—
③ その他	—	—	—
合計	459	308	—

当連結会計年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

区分	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
① 株式	2	0	—
② 債券	—	—	—
国債・地方債等	—	—	—
③ その他	—	—	—
合計	2	0	—

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

通貨関連

前連結会計年度（平成29年3月31日）

(単位：百万円)

	種類	契約額等	契約額等のうち 1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	61	—	△2	△2
	合計	61	—	△2	△2

(注) 時価の算定方法 取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

当連結会計年度（平成30年3月31日）

(単位：百万円)

	種類	契約額等	契約額等のうち 1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル 買建 米ドル 人民元	67 153 17	— — —	1 0 1	1 0 1
	合計	239	—	3	3

(注) 時価の算定方法 取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

金利関連

前連結会計年度（平成29年3月31日）

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち 1年超	時価
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	2,900	2,250	(注)

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

当連結会計年度（平成30年3月31日）

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち 1年超	時価
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	2,250	2,250	(注)

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び一部の連結子会社は、確定拠出年金制度を採用しております。また、一部の在外連結子会社は、退職一時金制度を採用しております。

この他、当社及び国内連結子会社は、退職給付制度とは別枠の従業員の福利厚生サービスの一環として、「株式給付信託（J-E S O P）制度」を導入しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	(百万円)
退職給付債務の期首残高	—	258	258
連結子会社取得による増加	258	—	—
勤務費用	—	6	6
利息費用	—	3	3
数理計算上の差異の発生額	—	△0	△0
退職給付の支払額	—	△25	△25
その他	—	25	25
退職給付債務の期末残高	258	268	268

(2) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	(百万円)
勤務費用	—	6	6
利息費用	—	3	3
数理計算上の差異の費用処理額	—	△0	△0
確定給付制度に係る退職給付費用	—	9	9

(3) 退職給付債務の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債の調整表

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)	(百万円)
積立型制度の退職給付債務	—	—	—
非積立型制度の退職給付債務	258	268	268
連結貸借対照表に計上された負債の額	258	268	268
退職給付に係る負債	258	268	268
連結貸借対照表に計上された負債の額	258	268	268

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表わしております。）

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
割引率	1.3%	1.3%

3. 確定拠出制度

当社及び連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、前連結会計年度45百万円、当連結会計年度68百万円であります。

(ストック・オプション等関係)

1. 費用計上額及び科目名

	前連結会計年度	当連結会計年度
販売費及び一般管理費の株式報酬費用	22百万円	26百万円

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

会社名	提出会社
決議年月日	平成17年6月29日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役5名 当社監査役4名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 26,400株
付与日	平成17年6月29日
権利確定条件	付与日翌日（平成17年6月30日）から平成18年6月30日まで継続して取締役または監査役の地位にあること。（平成18年6月30日までに地位喪失日が到来した場合には、付与数に付与日を含む月から地位喪失日を含む月までの役員在任月数を乗じた数を12で除した数とする。）
対象勤務期間	平成17年6月29日から平成18年6月30日まで
権利行使期間	平成17年6月30日から平成47年6月29日まで

（注）株式数に換算して記載しております。

会社名	提出会社
決議年月日	平成18年7月10日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役7名 当社監査役4名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 19,700株
付与日	平成18年7月25日
権利確定条件	付与日翌日（平成18年7月26日）から平成19年6月30日まで継続して取締役または監査役の地位にあること。（平成19年6月30日までに地位喪失日が到来した場合には、付与数に付与日を含む月から地位喪失日を含む月までの役員在任月数を乗じた数を12で除した数とする。）
対象勤務期間	平成18年7月25日から平成19年6月30日まで
権利行使期間	平成18年7月26日から平成48年7月25日まで

（注）株式数に換算して記載しております。

会社名	提出会社
決議年月日	平成19年7月9日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役7名 当社監査役4名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 24,600株
付与日	平成19年7月24日
権利確定条件	付与日翌日（平成19年7月25日）から平成20年6月30日まで継続して取締役または監査役の地位にあること。（平成20年6月30日までに地位喪失日が到来した場合には、付与数に付与日を含む月から地位喪失日を含む月までの役員在任月数を乗じた数を12で除した数とする。）
対象勤務期間	平成19年7月24日から平成20年6月30日まで
権利行使期間	平成19年7月25日から平成49年7月24日まで

（注）株式数に換算して記載しております。

会社名	提出会社
決議年月日	平成20年7月7日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役7名 当社監査役4名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 26,200株
付与日	平成20年8月6日
権利確定条件	付与日翌日（平成20年8月7日）から平成21年6月30日まで継続して取締役または監査役の地位にあること。（平成21年6月30日までに地位喪失日が到来した場合には、付与数に付与日を含む月から地位喪失日を含む月までの役員在任月数を乗じた数を12で除した数とする。）
対象勤務期間	平成20年8月6日から平成21年6月30日まで
権利行使期間	平成20年8月7日から平成50年8月6日まで

（注）株式数に換算して記載しております。

会社名	提出会社
決議年月日	平成21年 7月 6日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 7名 当社監査役 4名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 55,600株
付与日	平成21年 7月 23日
権利確定条件	付与日翌日（平成21年 7月 24日）から平成22年 6月 30日まで継続して取締役または監査役の地位にあること。（平成22年 6月 30日までに地位喪失日が到来した場合には、付与数に付与日を含む月から地位喪失日を含む月までの役員在任月数を乗じた数を12で除した数とする。）
対象勤務期間	平成21年 7月 23日から平成22年 6月 30日まで
権利行使期間	平成21年 7月 24日から平成51年 7月 23日まで

（注）株式数に換算して記載しております。

会社名	提出会社
決議年月日	平成22年 7月 5日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 7名 当社監査役 4名 当社執行役員 4名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 64,000株
付与日	平成22年 7月 22日
権利確定条件	付与日翌日（平成22年 7月 23日）から平成23年 6月 30日まで継続して取締役または監査役の地位にあること。（平成23年 6月 30日までに地位喪失日が到来した場合には、付与数に付与日を含む月から地位喪失日を含む月までの役員在任月数を乗じた数を12で除した数とする。）
対象勤務期間	平成22年 7月 22日から平成23年 6月 30日まで
権利行使期間	平成22年 7月 23日から平成52年 7月 22日まで

（注）株式数に換算して記載しております。

会社名	提出会社
決議年月日	平成23年 7月 4日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 7名 当社監査役 3名 当社執行役員 5名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 53,800株
付与日	平成23年 7月 21日
権利確定条件	付与日翌日（平成23年 7月 22日）から平成24年 6月 30日まで継続して取締役または監査役の地位にあること。（平成24年 6月 30日までに地位喪失日が到来した場合には、付与数に付与日を含む月から地位喪失日を含む月までの役員在任月数を乗じた数を12で除した数とする。）
対象勤務期間	平成23年 7月 21日から平成24年 6月 30日まで
権利行使期間	平成23年 7月 22日から平成53年 7月 21日まで

（注）株式数に換算して記載しております。

会社名	提出会社
決議年月日	平成24年 7月 2日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 6名 当社監査役 3名 当社執行役員 5名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 56,300株
付与日	平成24年 7月 19日
権利確定条件	付与日翌日（平成24年 7月 20日）から平成25年 6月 30日まで継続して取締役または監査役の地位にあること。（平成25年 6月 30日までに地位喪失日が到来した場合には、付与数に付与日を含む月から地位喪失日を含む月までの役員在任月数を乗じた数を12で除した数とする。）
対象勤務期間	平成24年 7月 19日から平成25年 6月 30日まで
権利行使期間	平成24年 7月 20日から平成54年 7月 19日まで

（注）株式数に換算して記載しております。

会社名	提出会社
決議年月日	平成25年 7月 1日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 6名 当社監査役 4名 当社執行役員 9名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 75,000株
付与日	平成25年 7月 18日
権利確定条件	付与日翌日（平成25年 7月 19日）から平成26年 6月 30日まで継続して取締役または監査役の地位にあること。（平成26年 6月 30日までに地位喪失日が到来した場合には、付与数に付与日を含む月から地位喪失日を含む月までの役員在任月数を乗じた数を12で除した数とする。）
対象勤務期間	平成25年 7月 18日から平成26年 6月 30日まで
権利行使期間	平成25年 7月 19日から平成55年 7月 18日まで

（注）株式数に換算して記載しております。

会社名	提出会社
決議年月日	平成26年 7月 7日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 6名 当社監査役 4名 当社執行役員 8名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 72,100株
付与日	平成26年 7月 24日
権利確定条件	付与日翌日（平成26年 7月 25日）から平成27年 6月 30日まで継続して取締役または監査役の地位にあること。（平成27年 6月 30日までに地位喪失日が到来した場合には、付与数に付与日を含む月から地位喪失日を含む月までの役員在任月数を乗じた数を12で除した数とする。）
対象勤務期間	平成26年 7月 24日から平成27年 6月 30日まで
権利行使期間	平成26年 7月 25日から平成56年 7月 24日まで

（注）株式数に換算して記載しております。

会社名	提出会社
決議年月日	平成27年 7月 6日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 7名 当社監査役 4名 当社執行役員 7名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 79,600株
付与日	平成27年 7月 23日
権利確定条件	付与日翌日（平成27年 7月 24日）から平成28年 6月 30日まで継続して取締役または監査役の地位にあること。（平成28年 6月 30日までに地位喪失日が到来した場合には、付与数に付与日を含む月から地位喪失日を含む月までの役員在任月数を乗じた数を12で除した数とする。）
対象勤務期間	平成27年 7月 23日から平成28年 6月 30日まで
権利行使期間	平成27年 7月 24日から平成57年 7月 23日まで

（注）株式数に換算して記載しております。

会社名	提出会社
決議年月日	平成28年 7月 5日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 8名 当社監査役 4名 当社執行役員 8名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 81,600株
付与日	平成28年 7月 22日
権利確定条件	付与日翌日（平成28年 7月 23日）から平成29年 6月 30日まで継続して取締役または監査役の地位にあること。（平成29年 6月 30日までに地位喪失日が到来した場合には、付与数に付与日を含む月から地位喪失日を含む月までの役員在任月数を乗じた数を12で除した数とする。）
対象勤務期間	平成28年 7月 22日から平成29年 6月 30日まで
権利行使期間	平成28年 7月 23日から平成58年 7月 22日まで

（注）株式数に換算して記載しております。

会社名	提出会社
決議年月日	平成29年7月4日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役6名 当社監査役3名 当社執行役員8名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 89,400株
付与日	平成29年7月21日
権利確定条件	付与日翌日（平成29年7月22日）から平成30年6月30日まで継続して取締役または監査役の地位にあること。（平成30年6月30日までに地位喪失日が到来した場合には、付与数に付与日を含む月から地位喪失日を含む月までの役員在任月数を乗じた数を12で除した数とする。）
対象勤務期間	平成29年7月21日から平成30年6月30日まで
権利行使期間	平成29年7月22日から平成59年7月21日まで

（注）株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（平成30年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

①ストック・オプションの数

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成17年 6月29日	平成18年 7月10日	平成19年 7月9日	平成20年 7月7日	平成21年 7月6日	平成22年 7月5日	平成23年 7月4日	平成24年 7月2日	平成25年 7月1日	平成26年 7月7日
権利確定前										
前連結会計 年度末（株）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
付与（株）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
失効（株）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
権利確定（株）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
未確定残（株）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
権利確定後										
前連結会計 年度末（株）	5,000	5,400	6,400	13,900	27,800	33,400	36,500	39,900	70,700	72,100
権利確定（株）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
権利行使（株）	—	—	—	2,400	8,500	7,400	6,700	7,400	7,700	7,100
失効（株）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
未行使残（株）	5,000	5,400	6,400	11,500	19,300	26,000	29,800	32,500	63,000	65,000

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成27年 7月6日	平成28年 7月5日	平成29年 7月4日
権利確定前			
前連結会計 年度末（株）	79,600	81,600	—
付与（株）	—	—	89,400
失効（株）	—	—	—
権利確定（株）	79,600	81,600	—
未確定残（株）	—	—	89,400
権利確定後			
前連結会計 年度末（株）	—	—	—
権利確定（株）	79,600	81,600	—
権利行使（株）	—	—	—
失効（株）	—	—	—
未行使残（株）	79,600	81,600	—

②単価情報

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成17年 6月29日	平成18年 7月10日	平成19年 7月9日	平成20年 7月7日	平成21年 7月6日	平成22年 7月5日	平成23年 7月4日	平成24年 7月2日	平成25年 7月1日	平成26年 7月7日
権利行使価格（円）	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
行使時平均株価（円）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
付与日における公正な評価単価（円）	—	1,366	1,068	480	213	275	385	251	361	318

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成27年 7月6日	平成28年 7月5日	平成29年 7月4日
権利行使価格（円）	1	1	1
行使時平均株価（円）	—	—	—
付与日における公正な評価単価（円）	332	260	314

3. 当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

(1) 使用した評価技法 ブラック・ショールズ式

(2) 使用した主な基礎数値及びその見積方法

株価変動性	(注) 1	24.947%
予想残存期間	(注) 2	15年
予想配当	(注) 3	10円／株
無リスク利子率	(注) 4	0.304%

(注) 1. 平成14年7月21日～平成29年7月21日の日次株価に基づき算定しております。

2. 十分なデータの蓄積が無く、合理的な見積が困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積もっております。
3. 平成29年3月期の配当実績によっております。
4. 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積は困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
繰延税金資産		
繰越欠損金	3,304百万円	3,341百万円
減価償却費	1,441百万円	1,439百万円
貸倒引当金	78百万円	80百万円
製品等評価損	56百万円	57百万円
投資有価証券	498百万円	512百万円
賞与引当金	43百万円	38百万円
建設協力金等	91百万円	一百万円
未払事業税	109百万円	10百万円
減損損失	155百万円	56百万円
株式報酬費用	83百万円	72百万円
その他有価証券評価差額金	一百万円	11百万円
その他	233百万円	237百万円
繰延税金資産 小計	6,096百万円	5,856百万円
評価性引当額	△4,255百万円	△3,848百万円
繰延税金資産 合計	1,840百万円	2,008百万円
繰延税金負債		
固定資産圧縮積立金	431百万円	314百万円
その他有価証券評価差額金	0百万円	一百万円
資産時価評価差額	一百万円	550百万円
その他	4百万円	26百万円
繰延税金負債 合計	436百万円	891百万円
繰延税金資産（負債）の純額	1,404百万円	1,116百万円

(注) 前連結会計年度及び当連結会計年度における繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
流动資産　－　繰延税金資産	244百万円	211百万円
固定資産　－　繰延税金資産	1,163百万円	1,459百万円
固定負債　－　繰延税金負債	3百万円	554百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった
主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
法定実効税率	-%	30.9%
(調整)		
交際費等永久に損金に 算入されない項目	-%	3.5%
受取配当金等永久に益金に 算入されない項目	-%	△0.8%
地方税均等割等	-%	12.2%
連結消去仕訳による影響	-%	28.6%
評価性引当額	-%	△56.6%
連結子会社との実効税率差異	-%	△6.5%
損金不算入附帯税等	-%	0.3%
その他	-%	△1.1%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	-%	10.5%

(注) 前連結会計年度は、税金等調整前当期純損失であるため記載を省略しております。

(企業結合等関係)

取得による企業結合

1. 企業結合に係る暫定的な処理の確定

平成28年12月31日に行われたPontetorto S.p.A. 及びその子会社1社との企業結合について前連結会計年度において暫定的な会計処理を行っておりましたが、当連結会計期間に確定しております。

この暫定的な会計処理の確定に伴い、当連結会計年度の連結財務諸表に含まれる比較情報において、取得原価の当初配分額に重要な見直しが反映されております。

のれん（修正前）	1,857百万円
修正額	
無形固定資産	△1,981百万円
長期繰延税金負債	552百万円
非支配株主持分	500百万円
修正金額合計	△928百万円
のれん（修正後）	928百万円

2. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

- ① 発生したのれんの金額 928百万円
② 発生原因 今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力から発生したものであります。
③ 債却方法及び償却期間 10年間にわたる均等償却

3. のれん以外の無形固定資産に配分された金額及びその主要な種類別の内訳並びに主要な種類別の償却期間

主要な種類別の内訳	金額	償却期間
商標	1,149百万円	20年
技術	339百万円	10年
顧客関係	492百万円	11年

共通支配下の取引等

1. 子会社株式の追加取得

(1) 取引の概要

- ① 結合当事企業の名称及びその事業の内容
結合当事企業の名称 Pontetorto S.p.A.
事業の内容 ファッション及びスポーツウェア向け生地の製造・販売
② 企業結合日
2017年5月9日
③ 企業結合の法的形式
被支配株主からの株式取得
④ 結合後企業の名称
変更ありません。
⑤ その他取引の概要に関する事項
追加取得した株式の議決権比率は15%であり、当該追加取得は、一層の連携の強化を目的としております。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用方針」に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

(3) 子会社株式を追加取得した場合に掲げる事項

被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	557百万円
-------	----	--------

(4) 非支配株主との取引に係る当社の持分変動に関する事項

① 資本剰余金の主な変動要因

子会社株式の追加取得

② 非支配株主との取引によって減少した資本剰余金の金額

250百万円

2. 連結子会社間の合併及び商号の変更

(1) 取引の概要

① 結合当事企業の名称及びその事業の内容

結合企業（存続会社）

企業の名称 株式会社ダイナシティ

事業の内容 不動産の売買、仲介、賃貸管理

被結合企業（消滅会社）

企業の名称 株式会社ニューヨーカー、株式会社ダイドーインターナショナル

事業の内容 衣料服飾製品の企画、製造、販売

② 企業結合日

2018年1月1日

③ 企業結合の法的形式

当社の連結子会社である株式会社ダイナシティを存続会社とする吸収合併

④ 結合後企業の名称

株式会社ダイドーフォワード

⑤ その他取引の概要に関する事項

国内の連結子会社を新たな経営体制に再編することにより、商品企画力の向上、間接部門の経費削減、仕入・物流体制の合理化等をはかり、経営の効率化とともに企業価値を高めることを目的としております。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用方針」に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

(賃貸等不動産関係)

当社グループでは、神奈川県に商業施設、東京都その他の地域に賃貸用オフィスビル及び工場跡地の賃貸物件等を有しております。

なお、賃貸オフィスビルの一部については、当社及び一部の子会社が使用しているため、賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産としております。

これら賃貸等不動産及び賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産に関する連結貸借対照表計上額及び当連結会計年度における主な変動並びに連結決算日における時価及び当該時価の算定方法は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

		前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
賃貸等不動産	連結貸借対照表計上額	期首残高	6,084
		期中増減額	△110
		期末残高	5,974
	期末時価		30,405
賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産	連結貸借対照表計上額	期首残高	941
		期中増減額	△38
		期末残高	902
	期末時価		5,500

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

- 前連結会計年度の期中増減額のうち、増加額は主にリニューアル等に伴う資産の増加2,462百万円であり、減少額は主に賃貸等不動産の譲渡1,562百万円及び減価償却費949百万円であります。当連結会計年度の期中増減額のうち、増加額は主に企業主導型保育事業に係る設備取得99百万円や商業施設のリニューアル及び設備更新等に伴う資産の増加110百万円であり、減少額は主に賃貸等不動産の譲渡372百万円及び減価償却費981百万円であります。
- 連結決算日の時価は、主要な物件については独立した不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額、その他の物件については適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づく金額等を採用しております。

また、賃貸等不動産及び賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産に関する損益は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

		前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
賃貸等不動産	賃貸収益	3,604	3,375
	賃貸費用	2,419	2,359
	差額	1,185	1,015
	その他(売却損益等)	1,457	950
賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産	賃貸収益	147	156
	賃貸費用	172	134
	差額	△24	21
	その他(売却損益等)	—	—

(注) 賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産には、サービスの提供及び経営管理として当社及び一部の子会社が使用している部分も含むため、当該部分の賃貸収益は計上されておりません。なお、当該不動産に係る費用(減価償却費、修繕費、保険料、租税公課等)については、賃貸費用に含まれております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、事業本部を基礎とした製品・サービス別セグメントから構成されており、「衣料事業」及び「不動産賃貸事業」の2つを報告セグメントとしております。なお、経済的特徴が概ね類似している事業セグメントを集約しております。

「衣料事業」は、事業者向けの衣料用纖維素材及び消費者向けの紳士・婦人衣料製品等の製造販売を行っております。

「不動産賃貸事業」は、ショッピングセンター店舗・事務所用ビル等の賃貸等を行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

「企業結合等関係」の「1.企業結合に係る暫定的な処理の確定」に記載の見直しに伴い、前連結会計年度のセグメント情報については、当該見直し反映後のものを記載しております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

(単位：百万円)

	報告セグメント		合計	調整額 (注) 1	連結財務諸表 計上額 (注) 2
	衣料事業	不動産賃貸事業			
売上高					
外部顧客への売上高	17,445	3,963	21,408	—	21,408
セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	195	195	△195	—
計	17,445	4,159	21,604	△195	21,408
セグメント利益又は損失 (△)	△1,083	673	△409	△928	△1,337
セグメント資産	17,792	11,086	28,878	17,006	45,885
その他の項目					
減価償却費	512	1,033	1,546	70	1,617
持分法投資損失 (△)	△406	—	△406	—	△406
持分法適用会社への 投資額	2,116	—	2,116	—	2,116
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	2,350	2,571	4,921	13	4,934

(注) 1. 調整額は以下のとおりであります。

(1) セグメント利益又は損失(△)の調整額△928百万円には、各報告セグメントに配分していない全社収益
及び全社費用△928百万円が含まれております。

全社収益は主にグループ子会社からの経営管理指導料であり、全社費用は主に報告セグメントに帰属し
ない一般管理費であります。

(2) セグメント資産の調整額17,006百万円には、セグメント間取引消去△5,598百万円、各報告セグメント
に配分していない全社資産22,604百万円が含まれております。

全社資産は主に親会社での余資運用資金（現金等）及び長期投資資金（投資有価証券）等であります。

2. セグメント利益又は損失(△)は、連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

当連結会計年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

(単位：百万円)

	報告セグメント		合計	調整額 (注) 1	連結財務諸表 計上額 (注) 2
	衣料事業	不動産賃貸事業			
売上高					
外部顧客への売上高	23,503	3,768	27,272	—	27,272
セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	156	156	△156	—
計	23,503	3,924	27,428	△156	27,272
セグメント利益又は損失 (△)	△205	476	270	△588	△318
セグメント資産	17,734	7,967	25,701	17,409	43,111
その他の項目					
減価償却費	538	1,091	1,629	39	1,669
持分法投資損失 (△)	△379	—	△379	—	△379
持分法適用会社への 投資額	1,553	—	1,553	—	1,553
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	373	320	694	13	708

(注) 1. 調整額は以下のとおりであります。

(1) セグメント利益又は損失(△)の調整額△588百万円には、各報告セグメントに配分していない全社収益
及び全社費用△588百万円が含まれております。

全社収益は主にグループ子会社からの経営管理指導料であり、全社費用は主に報告セグメントに帰属し
ない一般管理費であります。

(2) セグメント資産の調整額17,409百万円には、セグメント間取引消去△5,916百万円、各報告セグメント
に配分していない全社資産23,326百万円が含まれております。

全社資産は主に親会社での余資運用資金（現金等）及び長期投資資金（投資有価証券）等であります。

2. セグメント利益又は損失(△)は、連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当連結会計年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：百万円)

日本	アジア	欧州	北米	その他	合計
19,462	2,282	4,755	559	213	27,272

(2) 有形固定資産

(単位：百万円)

日本	アジア	欧州	合計
6,475	610	178	7,263

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

(単位：百万円)

	報告セグメント			全社・消去	合計
	衣料事業（注1）	不動産賃貸事業	計		
減損損失	169	48	217	—	217

(注) 1. 当該金額のうち28百万円は、事業構造改善費用（特別損失）として計上しております。

当連結会計年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

(単位：百万円)

	報告セグメント			全社・消去	合計
	衣料事業	不動産賃貸事業	計		
減損損失	43	—	43	—	43

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

(単位：百万円)

	報告セグメント			全社・消去	合計
	衣料事業	不動産賃貸事業	計		
当期償却額	—	—	—	—	—
当期末残高	928	—	928	—	928

当連結会計年度（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

(単位：百万円)

	報告セグメント			全社・消去	合計
	衣料事業	不動産賃貸事業	計		
当期償却額	95	—	95	—	95
当期末残高	919	—	919	—	919

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

前連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
関連会社 (当該関連会社の子会社を含む)	株式会社 ブルックス プラザーズ ジャパン	東京都 品川区	125	衣料品等の販売	(所有)直接40%	なし	債務保証 (注1)	1,000	—	—

(注) 1. 当社は株式会社ブルックス プラザーズ ジャパンの銀行借入に対して債務保証を行っております。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

該当事項はありません。

(イ) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

前連結会計年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社 (当該会社の子会社を含む)	Victoria S.p.A. (注1)	イタリア	1,548千 ユーロ	持株会社	なし	役員の兼任	法人所得税の受取	—	長期 未収金	27

(注) 1. 当社連結子会社役員Enrico Banci及びLuigi Banciが議決権の66.66%を直接保有しております。

当連結会計年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社(当該会社の子会社を含む)	Fineuro S.r.l. (注1)	イタリア	1,000千ユーロ	不動産売買・賃貸 エネルギー製造販売	なし	役員の兼任	工場等の賃借	120	未払金	24
							エネルギー設備の取得	34	—	—
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社(当該会社の子会社を含む)	Pitagora S.r.l. (注2)	イタリア	10千ユーロ	管理業務受託 IT関連サービス	なし	役員の兼任	管理業務の委託	56	未払金	25
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社(当該会社の子会社を含む)	Victoria S.p.A. (注3)	イタリア	1,548千ユーロ	持株会社	なし	役員の兼任	法人所得税の受取	—	長期未収金	30

- (注) 1. Enrico Banci及びLuigi Banciが議決権の61.30%を直接所有しております。
 2. Enrico Banci及びLuigi Banciが議決権の50.00%を直接所有しております。
 3. Enrico Banci及びLuigi Banciが議決権の66.66%を直接所有しております。
 4. 取引条件及び取引条件の決定方針
 各取引については、市場価格を勘案して、両社で協議して決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

該当事項はありません。

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

当連結会計年度において、重要な関連会社は株式会社ブルックスブラザーズジャパンであり、その要約財務情報は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
流動資産合計	7,868	6,003
固定資産合計	1,148	5,279
流動負債合計	5,330	3,745
固定負債合計	675	1,041
純資産合計	5,415	6,496
売上高	14,558	14,561
税引前当期純利益	△830	△284
当期純利益	△937	△360

(1 株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
1 株当たり純資産額	556円69銭	539円44銭
1 株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額(△)	△45円20銭	9円75銭
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額	一銭	9円61銭

- (注) 1. 前連結会計年度の潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの 1 株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。
2. 株主資本において自己株式として計上されている資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）に残存する自社の株式は、1 株当たり当期純利益金額の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めており、また、1 株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております。
- 1 株当たり当期純利益金額の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は前連結会計年度1,728,700株、当連結会計年度1,651,415株であり、1 株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は、前連結会計年度1,725,500株、当連結会計年度1,514,100株であります。
3. 1 株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額及び潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
1 株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額		
親会社株主に帰属する当期純利益金額又は当期純損失金額(△)(百万円)	△1,521	329
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益金額又は当期純損失金額(△)(百万円)	△1,521	329
普通株式の期中平均株式数(千株)	33,658	33,765
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(百万円)	—	—
普通株式増加数(千株)	—	497
(うち新株予約権(千株))	(—)	(497)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	—	

4. 1 株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成29年3月31日)	当連結会計年度 (平成30年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	19,693	18,941
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	938	652
(うち新株予約権(百万円))	(136)	(162)
(うち非支配株主持分(百万円))	(801)	(490)
普通株式に係る期末の純資産額(百万円)	18,755	18,288
1 株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(千株)	33,691	33,902

(重要な後発事象)

(資本準備金の額の減少)

当社は、平成30年5月21日に開催された取締役会において、平成30年6月28日開催の第95回定時株主総会に、資本準備金の額の減少を付議することを決議し、同定時株主総会において承認可決されました。

1. 資本準備金の額の減少の目的

今後の資本政策の柔軟性及び機動性を確保するため、会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金の額の一部を減少させ、同額をその他資本剰余金に振り替えるものであります。

2. 資本準備金の額の減少の要領

減少する準備金の項目およびその額

資本準備金 7,147,173,219円のうち、2,000,000,000円

増加する剰余金の項目およびその額

その他資本剰余金 2,000,000,000円

3. 資本準備金の額の減少の日程

取締役会決議日 平成30年5月21日

株主総会決議日 平成30年6月28日

債権者異議申述公告日 平成30年7月6日（予定）

債権者異議申述最終期日 平成30年8月6日（予定）

効力発生日 平成30年8月7日（予定）

4. その他

本件は、「純資産の部」における科目間の振替処理であり、当社の純資産の額に変動は無く、業績に与える影響はありません。

⑤ 【連結附属明細表】

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	4,225	5,767	0.49	—
1年以内に返済予定の長期借入金	1,118	2,718	0.91	—
1年以内に返済予定のリース債務	190	131	—	—
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）	8,032	5,139	1.16	平成31年4月～ 平成33年9月
リース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）	240	113	—	平成30年4月～ 平成32年11月
その他有利子負債				
預り金	—	561	1.50	—
預り金（1年以内に返済予定のものを除く。）	—	181	1.50	平成31年4月～ 平成31年7月
長期預り保証金（1年以内に返還予定）	533	—	—	—
長期預り保証金（1年以内に返還予定のものを除く。）	1,311	—	—	—
合計	15,652	14,612	—	—

- (注) 1. 「平均利率」については、期末残高に対する加重平均利率を記載しております。
 2. リース債務の「平均利率」については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため記載しておりません。
 3. 長期借入金、リース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）及びその他有利子負債（1年以内に返済予定のものを除く。）の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	1,718	3,018	403	—
リース債務	72	30	9	0
預り金	181	—	—	—

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高 (百万円)	6,110	13,103	20,240	27,272
税金等調整前四半期(当期) 純利益金額又は税金等調整前(百万円)	532	△251	△14	344
四半期純損失金額(△) 親会社株主に帰属する四半期 (当期)純利益金額又は 親会社株主に帰属する四半期 純損失金額(△)	187	△712	△446	329
1株当たり四半期(当期) 純利益金額又は1株当たり 四半期純損失金額(△)	5.57	△21.15	△13.24	9.75

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり 四半期純利益金額又は 1株当たり 四半期純損失金額(△)	5.57	△26.71	7.87	22.89

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,013	1,190
受取手形	95	※3 145
短期貸付金	※1 1,809	※1 2,504
未収入金	※1 473	※1 859
その他	410	38
貸倒引当金	△757	—
流動資産合計	4,045	4,737
固定資産		
有形固定資産		
建物	67	61
土地	56	56
その他	40	30
有形固定資産合計	164	148
無形固定資産		
ソフトウェア	14	12
その他	74	62
無形固定資産合計	89	75
投資その他の資産		
投資有価証券	13,249	12,381
関係会社株式	10,607	11,651
その他	※1 1,124	※1 1,041
貸倒引当金	△186	△177
投資その他の資産合計	24,795	24,897
固定資産合計	25,048	25,121
資産合計	29,094	29,859

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
負債の部		
流動負債		
短期借入金	4,225	5,025
1年内返済予定の長期借入金	1,118	2,718
未払金	34	50
未払費用	93	57
未払法人税等	28	34
預り金	※1 355	※1 16
賞与引当金	68	43
その他	27	34
流動負債合計	5,951	7,981
固定負債		
長期借入金	8,032	5,139
繰延税金負債	59	59
長期未払金	308	305
その他	43	16
固定負債合計	8,444	5,520
負債合計	14,395	13,501
純資産の部		
株主資本		
資本金	6,891	6,891
資本剰余金		
資本準備金	7,147	7,147
その他資本剰余金	1,384	1,276
資本剰余金合計	8,532	8,423
利益剰余金		
利益準備金	959	959
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	2,486	4,469
利益剰余金合計	3,446	5,429
自己株式		
△3,866	△3,866	△3,651
株主資本合計	15,004	17,093
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△441	△898
評価・換算差額等合計	△441	△898
新株予約権		
136	136	162
純資産合計	14,699	16,357
負債純資産合計	29,094	29,859

② 【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 至 平成28年4月1日 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 至 平成29年4月1日 平成30年3月31日)
営業収益		
関係会社受入手数料	660	686
関係会社受取配当金	385	2,323
営業収益合計	※1 1,045	※1 3,010
販売費及び一般管理費	※1,※2 1,725	※1,※2 1,430
営業利益又は営業損失(△)	△680	1,579
営業外収益		
受取利息及び配当金	※1 525	※1 511
貸倒引当金戻入額	—	765
その他	11	19
営業外収益合計	536	1,297
営業外費用		
支払利息	※1 142	※1 140
貸倒引当金繰入額	245	—
その他	32	10
営業外費用合計	420	150
経常利益又は経常損失(△)	△563	2,725
特別利益		
固定資産売却益	60	—
投資有価証券売却益	308	—
特別利益合計	369	—
特別損失		
関係会社株式評価損	3,089	195
特別退職金	—	125
その他	—	45
特別損失合計	3,089	366
税引前当期純利益又は税引前当期純損失(△)	△3,283	2,359
法人税、住民税及び事業税	4	21
法人税等調整額	164	—
法人税等合計	169	21
当期純利益又は当期純損失(△)	△3,452	2,337

③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

(単位:百万円)

資本金	株主資本								
	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計	
	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	6,891	7,147	1,418	8,565	959	6,293	7,252	△3,917	18,792
当期変動額									
剰余金の配当						△353	△353		△353
当期純損失(△)						△3,452	△3,452		△3,452
自己株式の処分			△33	△33				51	17
自己株式の取得								△0	△0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									—
当期変動額合計	—	—	△33	△33	—	△3,806	△3,806	51	△3,788
当期末残高	6,891	7,147	1,384	8,532	959	2,486	3,446	△3,866	15,004

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	174	174	128	19,095
当期変動額				
剰余金の配当				△353
当期純損失(△)				△3,452
自己株式の処分				17
自己株式の取得				△0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△615	△615	8	△607
当期変動額合計	△615	△615	8	△4,396
当期末残高	△441	△441	136	14,699

当事業年度(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

(単位:百万円)

資本金	株主資本								
	資本準備金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計			
当期首残高	6,891	7,147	1,384	8,532	959	2,486	3,446	△3,866	15,004
当期変動額									
剩余金の配当						△354	△354		△354
当期純利益						2,337	2,337		2,337
自己株式の処分			△108	△108				214	106
自己株式の取得								△0	△0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)									—
当期変動額合計	—	—	△108	△108	—	1,983	1,983	214	2,089
当期末残高	6,891	7,147	1,276	8,423	959	4,469	5,429	△3,651	17,093

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	△441	△441	136	14,699
当期変動額				
剩余金の配当				△354
当期純利益				2,337
自己株式の処分				106
自己株式の取得				△0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△457	△457	26	△431
当期変動額合計	△457	△457	26	1,658
当期末残高	△898	△898	162	16,357

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式	移動平均法による原価法
② その他有価証券	
・時価のあるもの	決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額金は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
・時価のないもの	移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ	時価法
--------	-----

2. 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

建物（附属設備を除く）は主として定額法、その他は定率法によっております。ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	10年～47年
その他	5年～15年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

・自社利用のソフトウェア
③ リース資産
社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

4. ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしているため特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段-----金利スワップ
ヘッジ対象-----借入金の利息

③ ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップについては、特例処理の要件に該当すると判定される場合にはその判定をもって有効性の判定に代えることができることから、有効性の評価を省略しております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(表示方法の変更)

(貸借対照表関係)

前事業年度において、「流動資産」の「その他」に含めていた「未収入金」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「その他」に表示しておりました883百万円は、「未収入金」473百万円、「その他」410百万円として組み替えております。

(追加情報)

従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する注記については、連結財務諸表「注記事項（追加情報）」に同一の内容を記載しているので、注記を省略しております。

(貸借対照表関係)

※1 関係会社に対する金銭債権及び債務

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
短期金銭債権	1,976百万円	2,639百万円
短期金銭債務	341百万円	4百万円
長期金銭債権	170百万円	112百万円

※2 保証債務

連結会社以外の会社の金融機関等から借入に対して、次のとおり債務保証を行っております。

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
株式会社ブルックス ブラザーズ ジャパン	一千万円	1,000百万円

※3 期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。

なお、事業年度末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が、期末残高に含まれております。

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
受取手形	一千万円	6百万円

(損益計算書関係)

※1 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
営業取引による取引高		
営業収益	1,045百万円	3,010百万円
営業費用	62百万円	57百万円
営業取引以外の取引高	115百万円	112百万円

※2 販売費及び一般管理費のおおよその割合は、販売費1%、一般管理費99%であり、主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	当事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)
給料	373百万円	331百万円
賞与引当金繰入額	68百万円	43百万円
支払手数料	416百万円	347百万円
減価償却費	70百万円	39百万円

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式は、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められるため、子会社株式及び関連会社株式の時価を記載しておりません。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額は次のとおりです。

区分	平成29年3月31日	平成30年3月31日
子会社株式	8,865	9,565
関連会社株式	102	102

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
繰延税金資産		
繰越欠損金	104百万円	259百万円
貸倒引当金	281百万円	50百万円
関係会社株式	3,303百万円	3,363百万円
賞与引当金	21百万円	13百万円
株式報酬費用	83百万円	72百万円
その他有価証券評価差額金	135百万円	275百万円
その他	46百万円	54百万円
繰延税金資産 小計	3,975百万円	4,088百万円
評価性引当額	△3,975百万円	△4,088百万円
繰延税金資産 合計	一千万円	一千万円
繰延税金負債		
組織再編に伴う税効果	△59百万円	△59百万円
繰延税金負債 合計	△59百万円	△59百万円
繰延税金資産（負債）の純額	△59百万円	△59百万円

(注) 前事業年度及び当事業年度における繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
固定負債 一 繰延税金負債	59百万円	59百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成29年3月31日)	当事業年度 (平成30年3月31日)
法定実効税率	-%	30.9%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	-%	0.3%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	-%	△30.4%
住民税均等割	-%	0.1%
評価性引当額	-%	△7.7%
繰越欠損金	-%	6.6%
外国税額	-%	0.7%
その他	-%	0.5%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	-%	0.9%

(注) 前事業年度は、税引前当期純損失であるため記載を省略しております。

(企業結合等関係)

取得による企業結合

連結財務諸表の「注記事項(企業結合等関係)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

共通支配下の取引等

連結財務諸表の「注記事項(企業結合等関係)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(重要な後発事象)

(資本準備金の額の減少)

当社は、平成30年5月21日に開催された取締役会において、平成30年6月28日開催の第95回定時株主総会に、資本準備金の額の減少を付議することを決議し、同定時株主総会において承認可決されました。

1. 資本準備金の額の減少の目的

今後の資本政策の柔軟性及び機動性を確保するため、会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金の額の一部を減少させ、同額をその他資本剰余金に振り替えるものであります。

2. 資本準備金の額の減少の要領

減少する準備金の項目およびその額

資本準備金 7,147,173,219円のうち、2,000,000,000円

増加する剰余金の項目およびその額

その他資本剰余金 2,000,000,000円

3. 資本準備金の額の減少の日程

取締役会決議日 平成30年5月21日

株主総会決議日 平成30年6月28日

債権者異議申述公告日 平成29年6月26日（予定）

債権者異議申述最終期日 平成29年7月27日（予定）

効力発生日 平成30年8月7日（予定）

4. その他

本件は、「純資産の部」における科目間の振替処理であり、当社の純資産の額に変動は無く、業績に与える影響はありません。

④ 【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形固定資産	建物	67	—	0	4	61	47
	土地	56	—	—	—	56	—
	その他	40	7	2	13	30	137
	有形固定資産計	164	7	3	18	148	185
無形固定資産	ソフトウェア	14	6	—	8	12	464
	その他	74	—	—	12	62	40
	無形固定資産計	89	6	—	20	75	505

【引当金明細表】

(単位：百万円)

科目	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
貸倒引当金	943	—	765	177
賞与引当金	68	43	68	43

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	特別口座 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
株主名簿管理人	特別口座 三井住友信託銀行株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
取次所	三井住友信託銀行株式会社本店及び各支店
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告（ホームページアドレス http://www.daidoh-limited.com/ ） ただし、電子公告を行うことができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して公告します。
株主に対する特典	毎年3月31日現在の単元株以上所有の株主に対し、当社の関連商品を送付します。

(注) 1. 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利行使することができません。

- (1) 法令により定款をもってしても制限することができない権利
- (2) 株主割当による募集株式及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第94期(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
平成29年6月30日 関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

事業年度 第94期(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
平成29年6月30日 関東財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

第95期第1四半期(自 平成29年4月1日 至 平成29年6月30日)
平成29年8月10日 関東財務局長に提出

第95期第2四半期(自 平成29年7月1日 至 平成29年9月30日)
平成29年11月14日 関東財務局長に提出

第95期第3四半期(自 平成29年10月1日 至 平成29年12月31日)
平成30年2月14日 関東財務局長に提出

(4) 臨時報告書

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書
平成29年7月6日 関東財務局長に提出

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成30年6月29日

株式会社ダイドーリミテッド

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 日高真理子 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 吉岡 昌樹 印
業務執行社員

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ダイドーリミテッドの平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ダイドーリミテッド及び連結子会社の平成30年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

＜内部統制監査＞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ダイドーリミテッドの平成30年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社ダイドーリミテッドが平成30年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成30年6月29日

株式会社ダイドーリミテッド

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 日高真理子 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 吉岡 昌樹 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ダイドーリミテッドの平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第95期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ダイドーリミテッドの平成30年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

【表紙】

【提出書類】 内部統制報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の4第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年6月29日

【会社名】 株式会社ダイドーリミテッド

【英訳名】 DAIDOH LIMITED

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 大川伸

【最高財務責任者の役職氏名】 取締役上席執行役員管理部門担当 福羅喜代志

【本店の所在の場所】 東京都千代田区外神田三丁目1番地16号

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目8番地20号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長 大川 伸及び最高財務責任者 福羅 喜代志は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しております、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用している。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものである。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成30年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠した。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定している。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行った。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、会社並びに連結子会社及び持分法適用会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定した。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、会社並びに連結子会社4社及び持分法適用会社1社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定した。なお、当連結会計年度に連結子会社12社の内3社については平成30年1月1日付で合併し、平成30年3月31日時点での連結子会社は10社となった。また、連結子会社6社については、金額的に及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めていない。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の前連結会計年度の売上高（連結会社間取引消去後）の金額が高い拠点から合算していく、前連結会計年度の連結売上高の概ね2/3以上に達している3事業拠点を「重要な事業拠点」とした。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金及び棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象とした。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積もりや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加している。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断した。

4 【付記事項】

該当事項なし

5 【特記事項】

該当事項なし

【表紙】

【提出書類】

確認書

【根拠条文】

金融商品取引法第24条の4の2第1項

【提出先】

関東財務局長

【提出日】

平成30年6月29日

【会社名】

株式会社ダイドーリミテッド

【英訳名】

DAIDOH LIMITED

【代表者の役職氏名】

代表取締役社長 大川伸

【最高財務責任者の役職氏名】

取締役上席執行役員管理部門担当 福羅喜代志

【本店の所在の場所】

東京都千代田区外神田三丁目1番16号

【縦覧に供する場所】

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社名古屋証券取引所

(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

1 【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長 大川 伸 及び当社最高財務責任者 福羅 喜代志 は、当社の第95期(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)の有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。